

法 科 大 学 院

シ ラ バ ス

平 成 25 年 度
(2013 年度)

東 北 大 学 法 科 大 学 院
(法 学 研 究 科 総 合 法 制 専 攻)

目 次

- 東北大学法科大学院履修案内
- 平成25(2013)年度法科大学院開講科目一覽
【平成23年度法学未修入学者及び平成24年度以降入学者】
- 平成25(2013)年度法科大学院開講科目一覽
【平成22年度法学未修入学者及び平成23年度法学既修入学者】
- 平成25(2013)年度法科大学院開講科目一覽
【平成21年度以前入学者及び平成22年度法学既修入学者】
- 平成25(2013)年度法科大学院授業日程
- 平成25年度法科大学院前期・後期時間割表

法 科 大 学 院
履 修 案 内

東北大学法科大学院履修案内

1 東北大学法科大学院の教育理念

東北大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）では、現行法体系の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した「優れた法曹」を育成することを教育の目的としています。

2 法科大学院の課程の教育

法科大学院では、理論的基礎の体得を目指した科目（「第1年次科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」）、法律実務について、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ、将来の仕事への関心を育む科目（「実務基礎科目」）及び先端的・学際的・現代的・国際的な科目（「基礎法・隣接科目」、「展開・先端科目」）を開講しています。

第1年次（L1）	第2年次（L2）	第3年次（L3）
第1年次科目 「リーガル・リサーチ」（実務基礎科目）	基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目	応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目

(1) 第1年次（L1）

- ・第1年次科目（30単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・「リーガル・リサーチ」（実務基礎科目・2単位）を履修することができます。

(2) 第2年次（L2）

- ・基幹科目（28単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうち、L2に配当されている科目から8単位を履修することができます。

(3) 第3年次（L3）

- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を履修します。

3 授業科目の履修

- ・法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当、履修方法及び進級は、法科大学院履修内規によります。
- ・同一名称の授業科目を重複して履修することはできません。ただし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが付されている授業科目は、同一名称の授業科目とはみなされません。

4 履修登録

- ・各年次の授業科目を履修するためには、各年度当初に、所定の手続きにより、履修科目として登録をしなければなりません（履修登録）。
- ・各年次毎に履修登録をすることができる単位数の上限は、第1年次（L1）が32単位、第2年次（L2）が36単位、第3年次（L3）が44単位です（規程6条）。前期の授業科目が不合格となった場合、この履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算します。
- ・履修登録をする際には、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・第1年次科目、基幹科目及び実務基礎科目のうちの必修科目、並びに、必要があると認められる授業科目については、クラスが指定されます。
- ・演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、カリキュラム等委員会の承認を得て、履修希望者に対し履修が制限され、又は履修者の選抜が実施されることがあります。この履修制限又は履修者選抜のために当該授業科目を履修することができなくなった場合は、カリキュラム等委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができます。
- ・第2年次（L2）における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含みません。
- ・前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更が認められることがあります（一定の期間については、別途学生向けに通知されます。）。なお、履修登録の変更については、カリキュラム等委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがあります。
- ・前期の授業科目についての履修登録を変更する場合は、その科目を後期の授業科目（同年の授業科目は除く。）に変更することもできます。
- ・一度履修登録をすると、履修登録の変更を経た場合を除いて、履修登録を取り消すことはできません。試験を棄権あるいは放棄しても、履修登録は取り消されません。
- ・履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途、学生に通知されます。

5 試験

- ・試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限られます。
- ・授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められないことがあります（正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様です）。
- ・試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間における筆記試験、口述試験、又はレポート試験によって行われます（ただし、集中講義等は、この限りではありません）。
- ・授業科目により、試験（再度の試験を含む。）の実施上、融合問題による出題を行うなど格別の必要があるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、試験を行うことがあります。

- ・やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行います。
- ・試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験が行われることがあります。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われます。

6 成績

- ・試験の成績は、60点（100満点）以上が合格となります。成績は公表されません。
- ・成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価されます。
- ・筆記試験については、たとえば、以下のような能力等が総合的に評価されます。
 - ・事案分析解決能力
 - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・創造的・批判的思考能力
- ・成績は、以下の基準によります。

素点	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上 90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上 80点未満	良好	40%を標準とする(±20%)
65点以上 70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする(±20%)
60点以上 65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではありません。

- ・再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができます。これとは別に、再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、その成績評価についての担当教員による説明を求めることができます。

7 進級及び再履修

(1) 第2年次(L2)への進級及び再履修

- ・第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次(L2)に進級することができません。第1年次科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も、第2年次(L2)に進級することができません。
- ・第2年次(L2)に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する第1年次科目の前年度の成績は無効となります。
- ・第2年次(L2)に進級できなかった翌年度における第1年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

(2) 第3年次(L3)への進級及び再履修

- ・基幹科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第3年次(L3)に進級することができません。基幹科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も、第3年次(L3)に進級することができません。
- ・第3年次(L3)に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した基幹科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する基幹科目の前年度の成績は無効になります。
- ・第3年次(L3)に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

8 修業年限及び在学年限

- ・法科大学院の修業年限は3年です。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)は、第2年次(L2)より履修を開始します。
- ・同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年が限度です。
- ・同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とします。この在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍されます。
- ・東北大学大学院通則第22条3項の休学期間は、原則として、各年次につき1年を超えることができません。

9 課程修了及び学位授与

- ・法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先

端科目 16 単位以上を含め、計 96 単位以上を修得しなければなりません。

- ・法学既修者は、第 1 年次に在学して第 1 年次科目 30 単位を修得したものとみなされます。
- ・法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

10 その他

(1) オフィス・アワー制度

- ・学修支援のために、オフィス・アワー制度が設けられています。同制度の実施については、別途、周知されます。

(2) エクスターンシップ

- ・エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはなりません。

(3) 守秘義務

- ・学生は、授業等で知り得た個人及び法人の情報について、在学中及び在学を終えた後も、これを漏らしてはなりません。

法科大学院

開講科目一覧

【平成 23 年度法学未修入学者及び平成 24 年度以降入学者】

平成25(2013)年度法科大学院開設授業科目について
【平成23年度法学未修入学者及び平成24年度以降入学者】

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第1年次科目										
憲法	4	佐々木(弘)教授	②	②					必修	1
行政法	2	飯島教授		②					必修	3
民法Ⅰ	4	水野教授 久保野教授	②	②					必修	4
民法Ⅱ	4	米村准教授	④						必修	6
民法Ⅲ	4	水野教授 早川(眞)講師		④					必修	8
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	10
商法	4	吉原教授		④					必修	12
民事訴訟法	2	坂田教授		②					必修	14
刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授	②						必修	16
基幹科目										
実務公法	6	中原(茂)教授 中林准教授			④	②			必修 2クラス	18
実務民事法	14				⑥	⑧			必修 2クラス	21
民法分野		水野教授 渡辺教授 信濃教授 久保野教授 米村准教授								
商法分野		吉原教授 森田准教授								
民事訴訟法分野		坂田教授								
実務刑事法	8	遠藤教授 成瀬教授 佐藤(隆)教授			④	④			必修 2クラス	26
応用基幹科目										
応用憲法	2	糠塚教授						②		28
応用行政法	2	中原(茂)教授					②			29
応用民法	2	久保野教授 阿部准教授					②			30
応用刑法	2	成瀬教授						②		32
応用商法	2	吉原教授						②		33
応用民事訴訟法	2	内海准教授						②		34
応用刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授						②		35

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁	
			L1年		L2年		L3年				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
実務基礎科目											
法曹倫理	2	官澤教授 中島教授 遠藤教授				②		②	必修 2クラス	36	
民事要件事実基礎	2	中島教授				②		②	必修 2クラス 通年隔週	37	
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 佐々木(洋)講師						②	①	2クラス 後期隔週	38
刑事裁判演習	3	遠藤教授 須田講師 伊藤講師 翠川講師							③	必修 2クラス	39
リーガル・クリニック	2	官澤教授 関根客員教授				②		②		各月	40
ローヤリング	2									2クラス	41
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授				②		②			
伊東講師クラス		伊東講師					②		②		
エクスターンシップ	2					②		②		集中講義 55クラス	45
官澤教授クラス(4)		官澤教授									
官澤・佐藤(裕)クラス(4)		佐藤(裕)教授									
官澤・伊東クラス(4)		伊東講師									
官澤・佐々木クラス(4)		佐々木(洋)講師									
官澤・河井・藤田クラス(1)		河井講師・藤田講師									
官澤・黒田クラス(1)		黒田講師									
官澤・杉山(真)クラス(2)		杉山(真)講師									
官澤・我妻クラス(2)		我妻講師									
官澤・須藤クラス(1)		須藤講師									
官澤・杉山(茂)クラス(2)		杉山(茂)講師									
官澤・山谷クラス(2)		山谷講師									
官澤・小野(純)クラス(2)		小野(純)講師									
官澤・小野寺(友)クラス(2)		小野寺(友)講師									
官澤・豊田クラス(2)		豊田講師									
官澤・倉林クラス(2)		倉林講師									
官澤・高橋(春)クラス(2)		高橋(春)講師									
官澤・十河クラス(2)		十河講師									
官澤・鈴木クラス(2)		鈴木講師									
官澤・花島クラス(2)		花島講師									
官澤・佐々木(雅)クラス(2)		佐々木(雅)講師									
官澤・植松クラス(2)		植松講師									
官澤・石井(慎)クラス(2)		石井(慎)講師									
官澤・曾我クラス(2)		曾我講師									
官澤・大橋クラス(2)		大橋講師									
官澤・狩野・高橋(誠)クラス(2)		狩野講師・高橋(誠)講師									
模擬裁判	2	遠藤教授 廣瀬講師 翠川講師						②		集中講義	47
リーガル・リサーチ	2	金谷准教授 芹澤教授 権島教授	②		②						48
民事法発展演習	2									3クラス	50
信濃教授・中島教授クラス		信濃教授 中島教授				②		②			
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授					②	②			
石井講師クラス		石井客員教授					②	②			
刑事実務基礎演習	2	遠藤教授					②	②			54
刑事実務演習Ⅰ	2	田子講師				②		②			55
刑事実務演習Ⅱ	2	遠藤教授					②	②			58
刑事実務演習Ⅲ	2	田子講師					②	②			59

左記の中から4単位以上を選択必修

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎法・隣接科目										
日本法曹史演習	2	坂本(忠)教授			②		②			62
西洋法曹史	2	大内教授			②		②	②	隔年	63
実務法理学Ⅰ	2	樺島教授			②		②			64
実務法理学Ⅱ	2	樺島教授				②		②		65
実務外国法	2	芹澤教授			②		②			66
ヨーロッパ法(EU法)	2	中村講師			②		②		集中講義	68
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授					②	②		70
法と経済学	2	森田准教授			②		②			71
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	芹澤教授			②		②			72
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	樺島教授			②		②		隔週	73
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	嵩准教授					②			74
展開・先端科目										
環境法Ⅰ ※	2	北村講師			②		②			79
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師			②		②		集中講義	80
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②			81
実務租税法 ※	2	瀧本講師			②		②		集中講義	83
金融法	2	本多講師			②		②		集中講義(隔年)	85
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授			②		②		集中講義	86
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授					②	②		88
企業法務演習Ⅰ	2	関根客員教授			②		②		隔週	90
企業法務演習Ⅱ	2	丸茂講師				②		②	隔週	92
商取引法演習	2	清水准教授					②	②		93
民事執行・保全法	2	坂田教授			②		②			94
倒産法 ※	2	中島(弘)講師			②		②		隔週	95
応用倒産法 ※	2	菱田講師				②		②		97
実務労働法Ⅰ ※	2	桑村准教授			②		②			98
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授				②		②		99
社会保障法	2	嵩准教授			②		②			100
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立准教授 深沢教授			②		②			101
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立准教授			②		②			102
知的財産法発展 ※	2	蘆立准教授				②		②		103
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②		集中講義	111
国際法発展 ※	2	植木教授			②		②			113
国際法発展演習 ※	2	植木教授				②		②		114
国際人権・刑事法	2	坂本(一)講師				②		②	隔週	115
トランスナショナル情報法	2	金谷准教授 芹澤教授 早川(眞)講師				②		②		117
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下准教授				②		②		118
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下准教授				②		②		119
ジェンダーと法演習	2	糖塚教授 小島講師			②		②			120
リサーチペーパー	2	各指導教員						②		121

※は司法試験選択科目対応科目

注)「医事法」、「金融商品取引法」については隔年開講のため、25年度は開講しない。

法科大学院

開講科目一覽

【平成 22 年度法学未修入学者及び平成 23 年度法学既修入学者】

平成25(2013)年度法科大学院開設授業科目について
 【平成22年度法学未修入学者及び平成23年度法学既修入学者】

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第1年次科目										
憲法	4	佐々木(弘)教授	②	②					必修	1
行政法	2	飯島教授		②					必修	3
民法Ⅰ	4	水野教授 久保野教授	②	②					必修	4
民法Ⅱ	4	米村准教授	④						必修	6
民法Ⅲ	4	水野教授 早川(眞)講師		④					必修	8
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	10
商法	4	吉原教授		④					必修	12
民事訴訟法	2	坂田教授		②					必修	14
刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授	②						必修	16
基幹科目										
実務公法	6	中原(茂)教授 中林准教授			④	②			必修 2クラス	18
実務民事法	14				⑥	⑧			必修 2クラス	21
民法分野		水野教授 渡辺教授 信濃教授 久保野教授 米村准教授								
商法分野		吉原教授 森田准教授								
民事訴訟法分野		坂田教授								
実務刑事法	8	遠藤教授 成瀬教授 佐藤(隆)教授			④	④			必修 2クラス	26
応用基幹科目										
応用憲法	2	糠塚教授						②		28
応用行政法	2	中原(茂)教授					②			29
応用民法	2	久保野教授 阿部准教授					②			30
応用刑法	2	成瀬教授						②		32
応用商法	2	吉原教授						②		33
応用民事訴訟法	2	内海准教授						②		34
応用刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授						②		35

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)				備考	頁			
			L1年		L2年				L3年		
			前期	後期	前期	後期			前期	後期	
実務基礎科目											
法曹倫理	2	官澤教授 中島教授 遠藤教授				②		②	必修 2クラス	36	
民事要件事実基礎	2	中島教授				②		②	必修 2クラス 通年隔週	37	
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 佐々木(洋)講師						②	①	必修 2クラス 後期隔週	38
刑事裁判演習	3	遠藤教授 須田講師 伊藤講師 翠川講師						③		必修 2クラス	39
リーガル・リサーチ	2	金谷准教授 芹澤教授 樺島教授	②			②					48
リーガル・クリニック	2	官澤教授 関根客員教授				②		②		各月	40
ローヤリング	2									2クラス	41
佐藤(裕)教授クラス 伊東講師クラス		佐藤(裕)教授 伊東講師				②		②		②	
エクスターンシップ	2					②		②		集中講義 55クラス	45
官澤教授クラス(4)		官澤教授									
官澤・佐藤(裕)クラス(4)		佐藤(裕)教授									
官澤・伊東クラス(4)		伊東講師									
官澤・佐々木クラス(4)		佐々木(洋)講師									
官澤・河井・藤田クラス(1)		河井講師・藤田講師									
官澤・黒田クラス(1)		黒田講師									
官澤・杉山(真)クラス(2)		杉山(真)講師									
官澤・我妻クラス(2)		我妻講師									
官澤・須藤クラス(1)		須藤講師									
官澤・杉山(茂)クラス(2)		杉山(茂)講師									
官澤・山谷クラス(2)		山谷講師									
官澤・小野(純)クラス(2)		小野(純)講師									
官澤・小野寺(友)クラス(2)		小野寺(友)講師									
官澤・豊田クラス(2)		豊田講師									
官澤・倉林クラス(2)		倉林講師									
官澤・高橋(春)クラス(2)		高橋(春)講師									
官澤・十河クラス(2)		十河講師									
官澤・鈴木クラス(2)		鈴木講師									
官澤・花島クラス(2)		花島講師									
官澤・佐々木(雅)クラス(2)		佐々木(雅)講師									
官澤・植松クラス(2)		植松講師									
官澤・石井(慎)クラス(2)		石井(慎)講師									
官澤・曾我クラス(2)		曾我講師									
官澤・大橋クラス(2)		大橋講師									
官澤・狩野・高橋(誠)クラス(2)		狩野講師・高橋(誠)講師									
模擬裁判	2	遠藤教授 廣瀬講師 翠川講師						②		集中講義	47
民事法発展演習	2									3クラス	50
信濃教授・ 中島教授クラス		信濃教授 中島教授				②		②			
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授						②	②		
石井講師クラス	2	石井客員教授						②	②		
刑事実務基礎演習	2	遠藤教授						②	②		54
刑事実務演習Ⅰ	2	田子講師				②		②			55
刑事実務演習Ⅱ	2	遠藤教授						②	②		58
刑事実務演習Ⅲ	2	田子講師						②	②		59

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎法・隣接科目										
日本法曹史演習	2	坂本(忠)教授			②		②			62
西洋法曹史	2	大内教授				②		②	隔年	63
実務法理学Ⅰ	2	樺島教授			②		②			64
実務法理学Ⅱ	2	樺島教授				②		②		65
実務外国法	2	芹澤教授			②		②			66
ヨーロッパ法(EU法)	2	中村講師			②		②		集中講義	68
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授				②		②		70
法と経済学	2	森田准教授			②		②			71
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	芹澤教授			②		②			72
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	樺島教授			②		②			73
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	高准教授				②		②		74
展開・先端科目										
環境法Ⅰ ※	2	北村講師			②		②			79
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師			②		②		集中講義	80
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②			81
実務租税法 ※	2	瀧本講師			②		②		集中講義	83
金融法	2	本多講師			②		②		集中講義(隔年)	85
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授			②		②		集中講義	86
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授				②		②		88
企業法務演習Ⅰ	2	関根客員教授			②		②		隔週	90
企業法務演習Ⅱ	2	丸茂講師				②		②	隔週	92
商取引法演習	2	清水准教授				②		②		93
民事執行・保全法	2	坂田教授			②		②			94
倒産法 ※	2	中島(弘)講師			②		②		隔週	95
応用倒産法 ※	2	菱田講師				②		②		97
実務労働法Ⅰ ※	2	桑村准教授			②		②			98
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授				②		②		99
社会保障法	2	高准教授			②		②			100
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立准教授 深沢教授			②		②			101
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立准教授			②		②			102
知的財産法発展 ※	2	蘆立准教授				②		②		103
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②			82
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②		集中講義	111
国際法発展 ※	2	植木教授			②		②			113
国際法発展演習 ※	2	植木教授				②		②		114
国際人権・刑事法	2	坂本(一)講師				②		②	隔週	115
トランスナショナル情報法	2	金谷准教授 芹澤教授 早川(眞)講師				②		②		117
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下准教授				②		②		118
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下准教授				②		②		119
ジェンダーと法演習	2	糠塚教授 小島講師			②		②			120
リサーチペーパー	2	各指導教員					②			121

※は司法試験選択科目対応科目

注) 「医事法」、「金融商品取引法」については隔年開講のため、25年度は開講しない。

法科大学院

開講科目一覽

【平成 21 年度以前入学者及び平成 22 年度既修入学者】

平成25(2013)年度法科大学院開設授業科目について
【平成21年度以前入学者及び平成22年度法学既修入学者】

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第1年次科目										
憲法	4	佐々木(弘)教授	②	②					必修	1
行政法	2	飯島教授		②					必修	3
民法Ⅰ	4	水野教授 久保野教授	②	②					必修	4
民法Ⅱ	4	米村准教授	④						必修	6
民法Ⅲ	4	水野教授 早川(眞)講師		④					必修	8
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	10
商法	4	吉原教授		④					必修	12
民事訴訟法	2	坂田教授		②					必修	14
刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授	②						必修	16
基幹科目										
実務民事法	14				⑥	⑧			必修	21
民法分野		水野教授 渡辺教授 信濃教授 久保野教授 米村准教授							2クラス	
商法分野		吉原教授 森田准教授								
民事訴訟法分野		坂田教授								
実務刑事法	8	遠藤教授 成瀬教授 佐藤(隆)教授			④	④			必修 2クラス	26
実務公法	6	中原(茂)教授 中林准教授			④	②			必修 2クラス	18
応用基幹科目 ※学籍番号について、A8JM3000～の者は応用基幹科目を修了要件に含めることはできない。自由聴講となる。										
応用憲法	2	糠塚教授						②		28
応用行政法	2	中原(茂)教授						②		29
応用民法	2	久保野教授 阿部准教授						②		30
応用刑法	2	成瀬教授						②		32
応用商法	2	吉原教授						②		33
応用民事訴訟法	2	内海准教授						②		34
応用刑事訴訟法	2	佐藤(隆)教授						②		35

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
実務基礎科目										
法曹倫理	2	官澤教授 中島教授 遠藤教授				②		②	必修 2クラス	36
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 佐々木(洋)講師					②	①	必修 2クラス 後期隔週	38
刑事裁判演習	3	遠藤教授 須田講師 伊藤講師 翠川講師						③	必修 2クラス	39
民事要件事実基礎	2	中島教授				②		②	必修 2クラス 通年隔週	37
刑事実務基礎演習	2	遠藤教授				②		②		54
リーガル・リサーチ	2	金谷准教授 芹澤教授 樺島教授	②		②					48
リーガル・クリニック	2	官澤教授 関根客員教授				②		②	各月	40
ローヤリング	2								2クラス	
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授				②		②		41
伊東講師クラス		伊東講師					②	②		
エクスターンシップ	2					②		②	集中講義 55クラス	
官澤教授クラス(4)		官澤教授								
官澤・佐藤(裕)クラス(4)		佐藤(裕)教授								
官澤・伊東クラス(4)		伊東講師								
官澤・佐々木クラス(4)		佐々木(洋)講師								
官澤・河井・藤田クラス(1)		河井講師・藤田講師								
官澤・黒田クラス(1)		黒田講師								
官澤・杉山(真)クラス(2)		杉山(真)講師								
官澤・我妻クラス(2)		我妻講師								
官澤・須藤クラス(1)		須藤講師								
官澤・杉山(茂)クラス(2)		杉山(茂)講師								
官澤・山谷クラス(2)		山谷講師								
官澤・小野(純)クラス(2)		小野(純)講師								
官澤・小野寺(友)クラス(2)		小野寺(友)講師								
官澤・豊田クラス(2)		豊田講師								
官澤・倉林クラス(2)		倉林講師								
官澤・高橋(春)クラス(2)		高橋(春)講師								
官澤・十河クラス(2)		十河講師								
官澤・鈴木クラス(2)		鈴木講師								
官澤・花島クラス(2)		花島講師								
官澤・佐々木(雅)クラス(2)		佐々木(雅)講師								
官澤・植松クラス(2)		植松講師								
官澤・石井(慎)クラス(2)		石井(慎)講師								
官澤・曾我クラス(2)		曾我講師								
官澤・大橋クラス(2)		大橋講師								
官澤・狩野・高橋(誠)クラス(2)		狩野講師・高橋(誠)講師								
模擬裁判	2	遠藤教授 廣瀬講師 翠川講師						②	集中講義	47

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎法・隣接科目										
日本法曹史演習	2	坂本(忠)教授			②		②			62
西洋法曹史	2	大内教授			②		②	隔年		63
実務法理学Ⅰ	2	権島教授			②		②			64
実務法理学Ⅱ	2	権島教授			②		②			65
実務外国法	2	芹澤教授			②		②			66
ヨーロッパ法(EU法)	2	中村講師			②		②	集中講義		68
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授			②		②			70
法と経済学	2	森田准教授			②		②			71
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	芹澤教授			②		②			72
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	権島教授			②		②	隔週		73
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	高准教授			②		②			74
展開・先端科目										
民法法発展演習	2							3クラス		75
信濃教授・ 中島教授クラス		信濃教授 中島教授			②		②			
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授			②		②			
石井講師クラス	2	石井客員教授			②		②			
環境法Ⅰ ※	2	北村講師			②		②			
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師			②		②	集中講義		80
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②			81
実務租税法 ※	2	瀧本講師			②		②	集中講義		83
金融法	2	本多講師			②		②	集中講義(隔年)		85
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授			②		②	集中講義		86
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授			②		②			88
企業法務演習Ⅰ	2	関根客員教授			②		②	隔週		90
企業法務演習Ⅱ	2	丸茂講師			②		②	隔週		92
商取引法演習	2	清水准教授			②		②			93
民事執行・保全法	2	坂田教授			②		②			94
倒産法 ※	2	中島(弘)講師			②		②	隔週		95
応用倒産法 ※	2	菱田講師			②		②			97
実務労働法Ⅰ ※	2	桑村准教授			②		②			98
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授			②		②			99
社会保障法	2	高准教授			②		②			100
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立准教授 深沢教授			②		②			101
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立准教授			②		②			102
知的財産法発展 ※	2	蘆立准教授			②		②			103
刑事実務演習Ⅰ	2	田子講師			②		②			104
刑事実務演習Ⅱ	2	遠藤教授			②		②			107
刑事実務演習Ⅲ	2	田子講師			②		②			108
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②	集中講義		111
国際法発展 ※	2	植木教授			②		②			113
国際法発展演習 ※	2	植木教授			②		②			114
国際人権・刑事法	2	坂本(一)講師			②		②	隔週		115
トランスナショナル情報法	2	金谷准教授 芹澤教授 早川(眞)講師			②		②			117
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下准教授			②		②			118
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下准教授			②		②			119
ジェンダーと法演習	2	糠塚教授 小島講師			②		②			120
リサーチペーパー	2	各指導教員					②			121

※は司法試験選択科目対応科目

注) 「医事法」、「金融商品取引法」については隔年開講のため、25年度は開講しない。

科目群	第1年次科目						
授業科目	憲法			単位	4	担当教員	佐々木 弘通
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回		

<目的>

日本国憲法の解釈論に関する専門的知識の伝達と、それに基づく判断力の養成が、本授業科目の目的である。

<達成度>

上記目的を、法学部卒業程度の水準において達成することを目標とする。そのための一助として「法科大学院における共通的な到達目標」を利用する。

<授業内容・方法>

教科書の精読を通じて上記目的の達成を図ることを基本方針とする。

授業方法：毎回の授業は、大筋として次の方法で行う。まず、2名のレポーター受講生が教科書の担当部分に関する報告と論評を行うレジメを準備し、メールで受講生全員と教員に事前配布する。授業は主として教員とレポーターとの問答により進行し、レポーターが答えられなかった場合や他の受講生に質問・意見を求める場合などに適宜クラス全体へと議論を開く。

授業内容：以下のスケジュールを予定している。

1. 国家と憲法
2. 立憲主義の基本原則
3. 立憲主義の基本原則／日本国憲法の普遍性と特殊性
4. 日本国憲法の普遍性と特殊性
5. 国政のメカニズム
6. 国政のメカニズム／国会と内閣の組織・権限・活動
7. 国会と内閣の組織・権限・活動
8. 地方政治のメカニズム
9. 地方政治のメカニズム／法の支配と裁判所
10. 法の支配と裁判所／憲法の保障と違憲審査制
11. 憲法の保障と違憲審査制
12. 人権総論
13. 人権総論
14. 人権の適用範囲と限界
15. 補遺
16. 人権の適用範囲と限界
17. 人権の適用範囲と限界／包括的人権と法の下での平等
18. 包括的人権と法の下での平等
19. 包括的人権と法の下での平等／精神活動の自由（1）
20. 精神活動の自由（1）
21. 精神活動の自由（2）
22. 精神活動の自由（2）
23. 精神活動の自由（2）
24. 精神活動の自由（2）／経済活動の自由
25. 経済活動の自由

26. 経済活動の自由
27. 人身の自由と刑事手続上の諸権利
28. 人身の自由と刑事手続上の諸権利／参政権・国務請求権・社会権
29. 参政権・国務請求権・社会権
30. 補遺

<教科書・教材> 以下の2点を購買の上、授業に臨むこと。

高橋和之『立憲主義と日本国憲法・第2版』（有斐閣、2010年）¥3,045（税込）。

戸松秀典＝初宿正典編著『憲法判例・第6版』（有斐閣、2010年）¥3,045（税込）。

<成績評価の方法>

前期と後期の期末試験9割、平常成績1割、の割合で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

教科書の改訂版が出た場合にはその改訂版を用いる。

科目群	第1年次科目				
授業科目	行政法	単位	2	担当教員	飯島 淳子
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回

<目的>

実務公法（行政法）の授業にのぞむことができるだけの実力をつけることを目標に、行政法の基本知識を学ぶ。まず、最初の3回は、レクチャー形式で「行政法への入門」を試みる。

その後は、主要なテーマをとりあげ、テキスト・配布資料を用いながら、事前に提示した【課題・質問】を中心に、質疑応答を交えて授業を進め、「行政法の基礎」固めを行う。

なお、小テストを実施する（3回予定）。

まず、テキストを通読してから、最初の授業にのぞむこと。

<達成度>

行政法に関する基本的な法解釈論および制度論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができる。

<授業内容・方法>

(1) 行政法入門

- 1 行政法とは－3つに分けて考える行政法（テキスト第1章第1節）
- 2 行政組織法の概要（テキスト10頁～17頁）
- 3 行政活動の諸態様－行為形式論（テキスト第2章の概観＋第3章第1節）

(2) 行政法の主要課題

- 4 行政法の基本原理－「法律による行政」の原理を中心に（テキスト第1章第2節）
- 5 行政行為（行政処分）について（第2章第3節）
- 6 行政指導－その法的統制（第2章第5節）
- 7 行政上の義務履行確保制度（第3章第3節）
- 8 公正・透明な行政手続－行政手続法の意義と特色（第1章第2節2／第2章第3節5）
- 9 情報の管理・公開・保護制度－各制度のポイント（第3章第2節）
- 10 行政訴訟制度のポイント－どんな行政事件訴訟があるか（第4章第2節1・5）
- 11 行政事件訴訟の要件と仮の救済（第4章第2節2・6）
- 12 行政上の不服申立て（第4章第1節）／国家賠償法概説（第5章第2節1）
- 13 国家賠償法の主要論点（第5章第2節2・3）
- 14 損失補償制度のポイント（第5章第3節）

<教科書・教材>

テキスト：稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第2版）』有斐閣（Legal Quest シリーズ）

教材：レジュメ・資料を適宜配布

【参考書】

- ・塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ（第5版）』有斐閣
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ（第3版）』有斐閣
- ・宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』有斐閣
- ・稲葉馨『行政法と市民』（放送大学教育振興会、2006年）

<成績評価の方法>

定期（期末）試験の成績のほか、小テスト（3回予定）、質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の割合は、8割を予定。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	第1年次科目						
授業科目	民法			単位	4	担当教員	水野 紀子 久保野 恵美子
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1回		

<目的>

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

<達成度>

民法総則・事務管理・不当利得・不法行為の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

<授業内容・方法>

毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に委ねられる。

○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれる。

〔民法総則（前期、水野担当）〕

- 1 序論 民法の歴史・機能、基本構造、物権と債権
- 2 契約の主体・人・能力・未成年
- 3 成年後見制度、住所、不在者
- 4 法律行為 1 契約の成立 意思表示 成立要件・有効要件
- 5 法律行為 2 錯誤・虚偽表示ほか
- 6 法律行為 3 詐欺・強迫
- 7 法律行為 4 契約の有効性
- 8 代理一般（任意代理・法定代理・代表）
- 9 無権代理
- 10 表見代理
- 11 時効総論
- 12 取得時効
- 13 消滅時効
- 14 法人

〔事務管理・不当利得・不法行為（後期、久保野担当）〕

- 1 不法行為法の意義と特徴
- 2 不法行為責任の要件①—総論、故意・過失
- 3 不法行為責任の要件②—権利・利益侵害又は違法性
- 4 不法行為責任の要件③—損害、因果関係
- 5 不法行為責任の要件④—様々な法益に対する不法行為
- 6 不法行為責任の効果①—損害賠償請求主体、損害賠償の範囲等
- 7 不法行為責任の効果②—損害額の算定、非金銭的救済等
- 8 不法行為責任の効果③—賠償減額事由（過失相殺、損益相殺）
- 9 特殊不法行為責任①—他人の行為による不法行為責任
- 10 特殊不法行為責任②—物の作用による不法行為責任、不法行為に関する特別法
- 11 特殊不法行為責任③—共同不法行為等
- 12 事務管理・不当利得①—総論
- 13 事務管理・不当利得②—侵害利得、給付利得
- 14 事務管理・不当利得③—特殊な給付利得、多数当事者型の不当利得

<教科書・参考書>

1 教科書

〔民法総則〕 内田貴・民法1総則・物権総論〔第4版〕（東大出版会、2008）

〔事務管理・不当利得・不法行為〕 橋本佳幸・大久保邦彦・小池泰『民法V 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011）

2 判例教材〔前後期共通〕民法判例百選Ⅰ，Ⅱ〔第6版〕（有斐閣）

3 参考書

〔前期：民法総則〕 上記教科書は入門的な内容にとどまるため、以下の書籍のうち少なくとも1冊を入手して、併用することをすすめる。

河上正二・民法総則講義（日本評論社、2007）

佐久間毅・民法の基礎1〔第3版〕（有斐閣、2008）

四宮和夫＝能見善久・民法総則〔第8版〕（弘文堂、2010）

山本敬三・民法講義Ⅰ総則〔第3版〕（有斐閣、2011）

〔後期：事務管理・不当利得・不法行為〕 上記教科書に、以下の書籍を併用することをすすめる。

吉村良一・不法行為法〔第4版〕（有斐閣、2010）

潮見佳男・基本講義債権各論Ⅰ〔第2版〕（新世社、2009）

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

評価の8割は、筆記試験（各学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮する。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意されたい。また、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィスアワーの日時は、別途案内する。

前期と後期とで開講の曜日・時間帯が異なるので、注意されたい。

科目群	第1年次科目					
授業科目	民法		単位	4	担当教員	米村 滋人
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	2回	

<目的>

本講義では、債権法のうち、契約法および債権総論の領域を取り扱う。契約法は民法の中でも特に重要な部分であり、条文・判例の量も少なくないためかなりの学習量が必要となる。また債権総論は、債権一般の機能や効果を論ずる点で抽象度が高く、応用可能性も広い。本講義ではこのような契約法および債権総論の諸問題につき、基本事項を習得した上で種々の事例への応用力を獲得することを目的とする。ただし、授業時間数の関係もあり全体をくまなく扱うことはできないため、受講者には十分な予習・復習が期待される。

<達成度>

- ・ 法学および民法の基本的意義を理解し、法的思考を用いて議論を展開することができる。
- ・ 契約法および債権総論分野の各制度につき、その趣旨と基本的規律を理解することができる。
- ・ 比較的単純な事例につき、これを法的に分析し民法規範を適用して解決を導くことができる。

<授業内容・方法>

授業は、原則として担当教員による基本事項の解説と設例・問題についての応答とからなる。説例・問題については毎回受講生に回答してもらおう予定であり、十分な予習をして講義に臨むことが求められる。

○進行予定

原則として契約総論、契約各論、債権総論の順に講義を進める。ただし、債務不履行による損害賠償は通常は債権総論に分類されているが、契約総論の箇所であわせて扱うこととする。

<契約総論>

- 1 序論・民事法の基礎
- 2 債権法序論・契約の機能と実際
- 3 契約の分類・契約の成立
- 4 契約の履行・第三者のためにする契約
- 5 債務不履行（1）
- 6 債務不履行（2）
- 7 債務不履行（3）
- 8 危険負担・契約の終了

<契約各論>

- 9 移転・交換型契約（1）
- 10 移転・交換型契約（2）
- 11 移転・交換型契約（3）
- 12 貸借型契約（1）
- 13 貸借型契約（2）
- 14 貸借型契約（3）
- 15 役務型契約（1）
- 16 役務型契約（2）
- 17 その他の契約

<債権総論>

- 18 債権の意義・機能（1）
- 19 債権の意義・機能（2）
- 20 弁済（1）
- 21 弁済（2）
- 22 代物弁済・相殺ほか
- 23 債権譲渡・債務引受（1）
- 24 債権譲渡・債務引受（2）
- 25 債権者代位権
- 26 詐害行為取消権（1）
- 27 詐害行為取消権（2）
- 28 多数当事者の債権・債務（1）
- 29 多数当事者の債権・債務（2）

<教科書・教材>

教科書として、以下のものを指定する。授業における教科書・参考書の扱いなどについては、開講時に詳しく説明する。

- 1 教科書 潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ』〔第2版〕新世社
内田貴『民法Ⅲ』〔第3版〕東大出版会
- 2 判例教材 瀬川信久・内田貴『民法判例集 債権各論』〔第3版〕有斐閣
瀬川信久・内田貴・森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論』〔第2版〕有斐閣
- 3 参考書 （契約法）：山本敬三『民法講義Ⅳ-2 契約』有斐閣
大村敦志『基本民法Ⅱ』〔第2版〕有斐閣
潮見佳男『契約各論Ⅰ』信山社
内田貴『民法Ⅱ』〔第2版〕東大出版会
（債権総論）：中田裕康『債権総論』〔新版〕岩波書店
潮見佳男『債権総論Ⅰ』〔第2版〕・『債権総論Ⅱ』〔第3版〕信山社
大村敦志『基本民法Ⅲ』〔第2版〕有斐閣
平井宜雄『債権総論』〔第2版〕弘文堂
奥田昌道『債権総論』〔増補版〕悠々社

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験（学期末に行われるもの）の成績に基づき、残りの2割は、授業時の応答内容、出席率、小テストの結果等を材料として、行う。これらに変更がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィスアワーの日は、別途案内をする。

質問等がある場合は、担当教員までメールで連絡をとることも可能である。

科目群	第1年次科目						
授業科目	民法			単位	4	担当教員	水野 紀子 早川 眞一郎
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回		

<目的>

本授業は、民法の物権法と家族法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

<達成度>

民法の物権法および家族法の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

<授業内容・方法>

受講者は民法の初心者を予定するが、短期間で広範な民法全領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

本授業の具体的内容は、以下のように物権法と家族法に分けられる。

物権法 (14コマ)

物権変動の検討を中心に、所有権について、あらゆる観点から議論ができる力を養う。その他の物権については、その理論的・実際的重要性に応じて検討する。

- 1 序論 (1)
 - (1) 履修分野の概要
 - (2) 物権の意義と性質
- 2 物権の変動
 - (1) 序説 (2)
 - (2) 動産の物権変動 (3, 4, 5)
 - (3) 動産の物権変動 (6)
- 3 所有権 (7, 8)
 - (1) 所有権の意義と効力
 - (2) 所有権の制限
 - (3) 共同所有
- 4 占有権、地上権など (9)
- 5 担保物権の基礎 (10)
- 6 抵当権 (11, 12)
- 7 留置権・先取特権・質権 (13)
- 8 非典型担保 (14)

(教科書・参考書)

- 1 教科書 永田眞三郎ほか・物権〔エッセンシャル民法2〕(有斐閣、2005年)
- 2 判例教材 民法判例百選I〔第6版〕(有斐閣)

家族法 (14 コマ)

親族法・相続法の解釈学的理解を目指す。戸籍法・家事審判法などの特別法も含めて、家事紛争の実体法がいかに関与しているかを理解する。親族法では、夫婦や親子の法的要件とその法的効果を系統的に講義するとともに、白地規定の多い民法への批判的視点も持った深い理解をはかりたい。相続法は、財産法の応用問題といえる難しい解釈論が多い。学説的検討が不十分な領域であるが、判例を中心に、正確な修得をはかる。

1 序論

- (1) 家族・家族法とは何か (1)
- (2) 戸籍制度・家事事件処理手続き (2)

2 親族法

- (1) 親族 (2)
- (2) 婚姻・婚姻の解消 (3, 4)
- (3) 実親子法・養子法 (5, 6)
- (4) 親権法・後見法 (7, 8)
- (5) 扶養法 (8)

3 相続法

- (1) 相続法の構造 (9)
- (2) 相続人・相続分・相続の要件など (10, 11)
- (3) 相続の効力 (12, 13)
- (4) 遺言・遺留分 (14)

(教科書・参考書)

1 教科書

教科書は、講義では用いない。一応、購入するのなら、
高橋朋子他・民法7第三版・有斐閣アルマ (有斐閣)

がコンパクトで読みやすいと思われる。出版されているテキストのうち、自分で読みやすいと思うものがあれば、それを用いてもよい。予習として必ずいずれかのテキストで該当部分を読んでおくこと。

2 判例教材 家族法判例百選 [第7版] (有斐閣)

3 参考書 大村敦志・家族法 (有斐閣)

窪田充見・家族法 (有斐閣)

道垣内弘人＝大村敦志・民法解釈ゼミナール5 親族・相続 (有斐閣)

中川善之助＝泉久雄・相続法 (有斐閣)

<成績評価の方法>

各回の討論の内容および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の9割は、筆記試験(学期末に行われるものに加えて、授業時間中に必要に応じて行われる小テストを含む)の成績に基づき、残りの1割は、授業時の応答内容や出席率等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかに基づき、行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	第1年次科目		単位	4	担当教員	成瀬 幸典
授業科目	刑法		通年	週間授業回数	1回	
配当年次	L1	開講学期				

<目的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

<達成度>

①刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができるようになること、および、②基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができるようになることがこの講義の目標ですので、後述のように、成績評価もこの観点から行います。

<授業内容・方法>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」、「参考判例」、「参考文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでいると、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。

(第一部)

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1 —違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2 —正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3 —正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1 —責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2 —故意
- 第10講 責任3 —過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

(第二部)

- | | | |
|--------|---------------|---------------|
| 第 1 講 | 個人的法益に対する罪 1 | —生命・身体に対する罪 1 |
| 第 2 講 | 個人的法益に対する罪 2 | —生命・身体に対する罪 2 |
| 第 3 講 | 個人的法益に対する罪 3 | —自由に対する罪 |
| 第 4 講 | 個人的法益に対する罪 4 | —名誉・信用に対する罪など |
| 第 5 講 | 個人的法益に対する罪 5 | —財産に対する罪 1 |
| 第 6 講 | 個人的法益に対する罪 6 | —財産に対する罪 2 |
| 第 7 講 | 個人的法益に対する罪 7 | —財産に対する罪 3 |
| 第 8 講 | 個人的法益に対する罪 8 | —財産に対する罪 4 |
| 第 9 講 | 個人的法益に対する罪 9 | —財産に対する罪 5 |
| 第 10 講 | 個人的法益に対する罪 10 | —財産に対する罪 6 |
| 第 11 講 | 社会的法益に対する罪 1 | —公共の平穩に対する罪 |
| 第 12 講 | 社会的法益に対する罪 2 | —偽造罪 1 |
| 第 13 講 | 社会的法益に対する罪 3 | —偽造罪 2 |
| 第 14 講 | 国家的法益に対する罪 1 | —国家の作用に対する罪 1 |
| 第 15 講 | 国家的法益に対する罪 2 | —国家の作用に対する罪 2 |

<教科書>

第 1 部について、基本書は特に指定しませんが、個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法 I 総論』（信山社）を使用します。

第 2 部については、西田典之『刑法各論（第 6 版）』（弘文堂）及び成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法 II 各論』（信山社）を使用します。

<教材>

教材は、TKC 上に掲示します。講義は、この教材を中心に行いますので、学生の皆さんはこれをもとに予習をしてきてください。

<参考書>

第 1 部に関して、

・伊藤・小林・鎮目・成瀬・安田著『アクチュアル刑法総論』（弘文堂）。

第 1 部・第 2 部共通のものとして、

・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法の争点』（有斐閣）

<成績評価の方法>

成績の評価は、学期末（前期及び後期の 2 回）に行う筆記試験と講義への出席状況、講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 85 % 程度、出席状況等の平常点 15 % 程度を予定しています）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなります。

科目群	第1年次科目						
授業科目	商 法			単位	4	担当教員	吉原 和志
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回		

< 目 的 >

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心に学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論的根拠から理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され また変容しつつあるかということのをたえず意識し、2年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的な能力を身に付けることを目標とする。

< 達成度 >

重要な概念・制度・条文について、その内容や趣旨などを理解し説明できるようにする。

短い事例問題について、重要な事実を抽出・分析し、条文や判例をあてはめて結論を導く基礎的な能力を身に付ける。

< 授業内容・方法 >

受講者が予習課題に沿って教科書や関連判例に眼を通し予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、説明・検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商行為法・商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。平成25年には会社法改正が予定されており、授業も主要な改正事項を織り込んで進めていく。

- [01] 商法の意義／商人と商行為
- [02] 会社法総論①——企業と会社／会社の種類
- [03] 会社法総論②——法人性
- [04] 会社法総則（商法総則）①——商号・使用人
- [05] 会社法総則（商法総則）②——事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構——総論
- [07] 機関の構築／機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権／株主総会の招集・議事・決議／株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整①——競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整②——利益相反取引の規制
- [12] 取締役の会社に対する責任／代表訴訟
- [13] 取締役の第三者に対する責任
- [14] 株式会社の監視・監督機構／監査役・会計監査人①
- [15] 株式会社の監視・監督機構／監査役・会計監査人②
- [16] 株式会社の資金調達／株式の種類／募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 新株予約権／社債
- [19] 株式譲渡の自由と制限／株式譲渡の法律関係
- [20] 会社の設立／解散・清算

- [21] 組織再編・企業結合・企業買収①――各種組織再編の概要
- [22] 組織再編・企業結合・企業買収②――組織再編における株主と債権者の保護
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収③――企業買収
- [24] 会社の計算をめぐる法規制
- [25] 株式単位の調整ほか
- [26] 企業取引と民法・商法――商行為法
- [27] 企業取引の補助者・仲介者／物流取引
- [28] 手形・小切手の意義と機能

<教科書・教材>

開講時まで指定する。

別冊ジュリスト『会社法判例百選 [第2版]』（有斐閣 2011年9月）

項目ごとに予習課題を配布するほか、必要に応じ、適宜参考文献を紹介し、関連資料を配布する。

<成績評価の方法>

学期末に実施する筆記試験の成績（67％程度）および中間試験の成績や授業中における質疑応答の状況（33％程度）を勘案して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	第1年次科目						
授業科目	民事訴訟法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

わが国の民事訴訟法の基本的な仕組みを知り、訴えの提起から判決に至るまでの手続過程において問題となる基礎的概念や理論的問題点を理解することを目的とする。

< 達成度 >

民事裁判の手続過程において生じる法解釈論上の基本的問題点について、理論的な把握と、法的根拠に基づいた事案解決を導き出せる能力を培い、その解決に必要な事実を摘示して、自分の結論を基礎づけることができる能力を養成する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

授業は、山本＝長谷部＝松下『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・最新版）に依拠しつつ行う。

2. 授業方法

授業では、受講者が事前に教科書その他の資料を熟読していることを前提として、法学未修者がその内容を正確に理解しうよう、質疑応答を交えながら講義する。授業後の復習においては、民事訴訟法に関する教科書・参考書から必要な情報を各自収集することが期待される。何が信頼に値する資料であるかに関する情報は担当教員の側から随時提供していく。

3. 予定（計14回）

- ①民事訴訟の役割・特徴等（オリエンテーションを兼ねて）〔10/4〕
- ②民事訴訟の理念と限界〔10/11〕
- ③訴えの提起と訴状の記載事項（1）〔10/18〕
- ④訴状の記載事項（2：当事者・訴訟代理等）〔10/25〕
- ⑤訴状の提出・第1回期日の準備〔11/1〕
- ⑥口頭弁論と弁論主義〔11/15〕
- ⑦口頭弁論における当事者の行為〔11/22〕
- ⑧口頭弁論の指揮と争点証拠整理手続〔11/29〕
- ⑨証拠〔12/6〕
- ⑩事実認定と判決〔12/13〕
- ⑪判決の効力〔12/20〕
- ⑫裁判によらない訴訟の終結〔1/10〕
- ⑬訴訟手続・請求・当事者の変動〔1/17〕
- ⑭上訴・再審〔1/24〕
- ⑮定期試験

< 教科書・教材 >

教科書は、山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・第5版）である。

判例集としては、民事訴訟法判例百選（最新版・有斐閣）や上原ほか『基本判例民事訴訟法』（有斐閣・最新版）がある。

基本書として定評があるものに、新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂）、伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）』（有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂）〔すべて最新版〕などがある。

<成績評価の方法>

定期（後期）試験 90 %、平常点 10 %で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	第1年次科目						
授業科目	刑事訴訟法			単位	2	担当教員	佐藤 隆之
配当年次	L 1	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

<目的>

この授業では、犯罪の捜査、公訴の提起、事件の審理、判決へと至る第1審における刑事手続の流れに即して、その過程で生じる法解釈論及び制度論上の問題について検討を加える。わが国の刑事手続の概要・特徴を把握するとともに、様々な問題の検討を通じて、論理的な思考能力を養うことがその目的である。

わが国の憲法には、刑事手続に関する規定が豊富に盛り込まれていることから、個々の解釈論を展開するに際して、その内容、及びそこから導かれる指導理念・基本原理を踏まえることが前提となるが、そこから直ちに問題の解決が導かれるわけではない。むしろ、刑事訴訟法の条文の文言を出発点に、憲法及び指導理念・基本原理に立ち返る一方で、関係当事者の諸利益、現行制度の歴史的背景、手続相互の有機的連関にも目配りしながら、論理を積み重ね、結論を基礎づける、という思考過程を経ることで、説得力のある主張を展開することが可能となるのである。本授業は、具体的には、このような思考方法の養成・体得を目指すものである。

なお、刑事手続の分野では、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていることから、主に判例を素材として講義を進める。判例に触れることで、「活きた刑事訴訟法」の理解を図るとともに、その読み方を身につけ、早い時期に実務家の発想に親しませることもその狙いである。

<達成度>

刑事手続の過程で生じる基本的な法解釈論及び制度論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができる。

<授業内容・方法>

講義及び受講者との対話・討論によって授業を進める。

予習の要点となる事柄を指示するので、受講者はそれを手がかりにして、教科書及び判例集の該当箇所・判例を精読し、そこに含まれる問題点を整理したうえで、授業に臨むことが期待される。

講義では、前提となる知識について必要な説明をした後、判例に現れた問題点について、受講者との対話を通じて、検討を行う。

講義で重点的に検討する項目として、1. 強制捜査と任意捜査、2. 職務質問・所持品検査、3. 任意同行と取調べ、4. 逮捕・勾留、5. 捜索・差押え、6. 強制採尿・通信傍受、7. 接見交通、8. 公訴権の運用とその規制、9. 訴因の明示・特定、10. 訴因変更、11. 違法収集証拠の証拠能力、12. 自白法則、13. 伝聞証拠の意義、14. 伝聞例外 15. 判決・裁判の効力を予定している。

<教科書・教材>

- ・教科書 長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・参考書 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』（有斐閣）
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）

このほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、同「刑事手続法を学ぶ」、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑訴法判例」（隔月掲載）、及び、同誌に連載中の「演習（刑事訴訟法）」も非常に有益である。

<成績評価の方法>

中間試験（30％）、期末試験（60％）、及び講義時の発言内容等の平常点（10％）によることを予定している。なお、上記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

科目群	基幹科目						
授業科目	実務公法			単位	6	担当教員	中原 茂樹 中林 暁生
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	前期 2回 後期 1回		

< 目的 >

この授業では、第1年次に配当される「憲法」・「行政法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟および行政関係訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟・行政関係訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。

実務公法では、戦後の最高裁判例および下級審の重要裁判例を検討するケース・スタディが予定されている。

このうち、憲法編（実務憲法）では、いわゆる「憲法訴訟」の中で、憲法上の主張をどのように構成しうるのか、という観点から、判例及び裁判例の検討を行う。

また、行政法編（実務行政法）では、行政法の実務と理論の両面から見て重要な問題を網羅的にとりあげ、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる代表的な紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、裁判過程をも含め、その合理的な解決のためにどのような手段と判断基準を用いることが適切かを学ぶ。

【憲法編（実務憲法）】

< 達成度 >

1年次に学んだ憲法に関する基本的事項の理解を前提として、具体的な事案に関して、①その事案における憲法上の問題とは何であるか、②具体的な訴訟（民事・刑事・行政）において、そのような憲法上の問題についての両当事者の主張はどのように構成しうるのか、の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

授業方法：受講生が毎回TKC上に掲載される予習課題について検討していることを前提として、教員による質問とそれに対する受講生の応答という形で授業を行う。

なお、各回で採り上げる判例・裁判例の詳細は、初回の講義で指示する。

1. 実務憲法……？
2. 憲法判例研究①
3. 憲法判例研究②
4. 憲法判例研究③
5. 憲法判例研究④
6. 憲法判例研究⑤
7. 憲法判例研究⑥
8. 憲法判例研究⑦
9. 憲法判例研究⑧
10. 憲法判例研究⑨
11. 憲法判例研究⑩
12. 憲法判例研究⑪
13. 憲法訴訟①
14. 憲法訴訟②
15. 憲法訴訟③

<教科書・教材>

小山剛『「憲法上の権利」の作法 新版』(尚学社、2011年)

<参考書>

芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第5版』(岩波書店、2011年)

辻村みよ子『憲法〔第4版〕』(日本評論社、2012年)

高橋和之=長谷部恭男=石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕』(有斐閣、2007年)

憲法判例研究会編『判例ブラクティス憲法』(信山社、2012年)

<成績評価の方法>

期末試験90%・平常点10%。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

【行政法編(実務行政法)】

<達成度>

1年次に学んだ行政法に関する基本的事項の理解を前提として、具体的な事案に関して、①個別法の仕組みのもとで、行政活動が違法となるのはどのような場合か(あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか)、②それを訴訟等で争うにはどうすればよいか(訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等)、の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につける。

<授業内容・方法>

以下の項目について、設例を多用したレジュメを用い、判例を手がかりとしながら、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」とを架橋する能力を養成することを目指す。

1. 行政法の存在理由・行政法の特徴
2. 行政と法律との関係——法律による行政の原理
3. 行政法の一般原則
4. 行政組織法
5. 行政過程論の骨格
6. 行政処分(事前手続を中心に)(その1)
7. 行政処分(事前手続を中心に)(その2)
8. 行政裁量(その1)
9. 行政裁量(その2)
10. 行政立法
11. 行政指導
12. 行政契約
13. 行政調査
14. 行政上の義務履行確保の手法
15. 行政上の不服申立て
16. 行政訴訟の類型および相互関係
17. 取消訴訟の対象(その1)
18. 取消訴訟の対象(その2)
19. 取消訴訟の対象(その3)
20. 原告適格(その1)
21. 原告適格(その2)
22. 狭義の訴えの利益
23. 取消訴訟の審理・判決
24. 取消訴訟以外の抗告訴訟
25. 抗告訴訟以外の行政訴訟
26. 国家賠償法1条
27. 国家賠償法2条
28. 損失補償

<教科書・教材>

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010年）をテキストとして用い、宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2012年）を適宜参照する。また、教材を適宜配布する。

<参考書>

塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』・『行政法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義〔第4版・補訂版〕』・『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣）
藤田宙靖『行政法Ⅰ（総論）〔第4版・改訂版〕』（青林書院）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第4版〕』・『行政法概説Ⅱ〔第3版〕』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末試験90％・平常点10％。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

【実務公法の総合成績について】

憲法（100点満点）、行政法前期成績（100点満点）、および行政法後期成績（100点満点）を合計した点数（300点満点）を3で除した点数をもって実務公法の総合成績（満点は100点）とし、総合成績が60点以上を合格とする。

科目群	基幹科目						
授業科目	実務民事法			単位	14	担当教員	坂田・水野・渡辺・信濃・久保野・米村・吉原・森田
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	前期3回 後期4回		

<目的>

この授業では、L1ないし学部段階において得た民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

<達成度>

民事訴訟法分野（4単位相当：前期2単位、後期2単位相当）においては、1年次に学んだ民事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力（①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する能力、②判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開する能力、③事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示する能力など）を養うこと。

民法分野（6単位相当：通年4単位相当に加え、後期に2単位相当を開講）・商法分野（通年4単位相当）においては、L1ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができること。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

民事訴訟法分野においては、民事裁判の具体的な進み方について、L1ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることにより、裁判実務に対応できる能力と深い理解力とを身につけることを目的とする。具体的には『ロースクール民事訴訟法』〔第3版補訂版、有斐閣〕を教科書として用いながら、双方向的授業で進めて行く。

民法分野・商法分野においては、民商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、3.に掲げた題材に関する事例（各題材につき、カッコ内に記した論点を含む事例を用意する）を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業がなされることもありうる）。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが、法曹の活動において極めて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

2. 教育方法

裁判等の紛争処理過程において適用されることを念頭に各法を教える以上、設例問題もしくはある程度詳細な事実関係を教材として用意する。各回の授業は基本的に、この教材中の特定の事件をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、予め指定された文献を熟読し、与えられた設例又は事実関係を元に可能な法律構成を考えるとという負担を毎回課されることになる。この過程を通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に应用可能な「生きた知識」へと変化させることになる。

3. 予定

1. 民事訴訟法分野

- (1) オリエンテーション (4/12)
- (2) 民事訴訟の全体を捉える (4/19)
- (3) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止 (4/26)

- (4) 当事者死亡の場合の訴訟の行方 (5/17)
- (5) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置 (5/24)
- (6) 集団訴訟 (5/31)
- (7) 確認の利益とは (6/7)
- (8) 訴訟要件、訴訟判決 (6/14)
- (9) 法律上の争訟と宗教上の問題 (6/21)
- (10) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則 (6/28)
- (11) 弁論主義：自白とは (7/5)
- (12) 求釈明とは (7/12)
- (13) 事実認定論 (7/19)
- (14) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下 (7/23・補講)
- (15) 中間試験 (前期試験)
- (16) 文書提出命令 (10/1)
- (17) 証拠調べにおける公務秘密 (10/8)
- (18) 一部請求 (10/15)
- (19) 判決効の客観的範囲 (10/22)
- (20) 判決効の基準時 (10/29)
- (21) 判決効の主観的範囲 (11/5)
- (22) 定期金賠償と鑑定 (11/12)
- (23) 複数請求と控訴 (11/19)
- (24) 補助参加と同時審判申出共同訴訟 (11/26)
- (25) 独立当事者参加と債権者代位訴訟 (12/3)
- (26) 訴訟承継 (12/10)
- (27) 医療関係訴訟 (12/17)
- (28) 消費者訴訟 (1/7)
- (29) 離婚訴訟 (1/14)
- (30) 限定承認 (1/21)
- (31) 定期試験 (後期試験)

2. 民法分野

民法分野は、民法の領域全般にわたる事例演習を行う講義（通年4単位相当：水曜日開講）と、主として不動産取引・登記制度に関わる具体的事例及び関連判例を素材として理論と実務の融合的理解に向けた検討を行う講義（後期2単位相当：金曜日開講）の2つのパートに分けて実施する。前者は、民法の重要論点について実践的応用能力を養うことを目的とするものであり、後者は、不動産取引を素材として、実体的権利関係、公示手段としての登記制度の実際及びこれらと関連する判例実務の状況を多角的に分析・検討することを通じて、理論と実務との架橋的学習を行うことを目指すものである。具体的には、以下のような講義スケジュールを予定している。

[事例演習（通年）]

（前期）

①契約

- (1) 動産売買1
（行為能力、契約の取消し・原状回復）
- (2) 動産売買2
（売主の担保責任、無権代理・表見代理）
- (3) 動産売買3
（契約の解除、損害賠償）
- (4) 動産売買4
（継続的供給契約）
- (5) 賃貸借1

(貸借権の無断譲渡、信頼関係の破壊)

(6) 貸借 2

(敷金、抵当権と貸借権)

(7) 請 負

(注文者の報酬支払義務、請負の瑕疵担保)

(8) 委 任

(死後の事務処理と委任、銀行預金契約)

②銀行取引・債権回収

(9) 銀行取引

(約款、預金契約)

(10) 債権回収 1

(責任財産の保全、債権の準占有者に対する弁済)

(11) 債権回収 2

(債権の譲渡、消滅時効)

(12) 債権回収 3

(多数当事者の債権債務、相殺)

③総合問題

(13) 前期総合問題 1

(14) 前期総合問題 2

④中間試験

(後 期)

⑤物権・担保物権

(1) 物権 1

(物権的請求権)

(2) 物権 2

(物権変動)

(3) 物権 3

(共同所有)

(4) 担保物権 1

(抵当権の効力・物上代位)

(5) 担保物権 2

(抵当権の実行と関連問題)

(6) 担保物権 3

(非典型担保)

⑥不法行為

(7) 不法行為 1

(一般的不法行為)

(8) 不法行為 2

(特殊的不法行為)

(9) 不法行為 3

(不法行為の総合問題)

⑦家族法

(10) 家族法 1

(親族法の基礎、夫婦、親子)

(11) 家族法 2

(法定相続、遺言相続)

(12) 家族法 3

(家族法の総合問題)

⑧総合問題

(13) 後期総合問題 1

(14) 後期総合問題 2

⑨期末試験

[不動産取引・登記制度（後期）]

- (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
- (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
- (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
- (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
- (5) 不動産売買に関する諸問題 1
- (6) 不動産売買に関する諸問題 2
- (7) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
- (8) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2
- (9) ～ (14) 重要判例 1 ～ 6
 - ・ 以下のような判例を取り扱う予定である。変更の場合には、TKCにて事前に告知する。
 - 最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 卷 2 号 373 頁
(物権的請求権の相手方)
 - 最判平成 18 年 1 月 17 日民集 60 卷 1 号 27 頁
(不動産の時効取得完成後の登記と背信的悪意者)
 - 最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 卷 2 号 546 頁
(民法 94 条 2 項・110 条の類推適用)
 - 最判昭和 40 年 9 月 21 日民集 19 卷 6 号 1560 頁
(特約によらない中間省略登記請求権)
 - 最判平成 10 年 1 月 30 日民集 52 卷 1 号 1 頁
(抵当権による物上代位と債権譲渡との優劣)
 - 最判平成 17 年 3 月 10 日民集 59 卷 2 号 356 頁
(抵当権に基づく妨害排除請求)
- (15) 後期試験

3. 商法分野

平成 25 年には会社法改正が予定されており、授業も主要な改正事項を織り込んで進めていく。

- (1) 株式会社の機関設計
(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)
 - (2) (3) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵
(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか)
 - (4) (5) 取締役と会社との利害の対立
(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)
 - (6) (7) 取締役の対会社責任
(経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか)
 - (8) 対外的業務執行と取引の相手方の保護
(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)
 - (9) (10) 株主による監督是正
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
 - (11) (12) 監査役設置会社・監査・監督委員会設置会社・委員会設置会社
(各類型の会社の監査監督体制の違い、各類型の会社の設計と運営)
 - (13) 会社の設立
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
 - (14) (15) 会社の倒産と民事責任
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)
- [後期]
- (16) (17) 株式会社の計算・会社財産の分配
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)

- (18) (19) エクイティ・ファイナンス
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (20) (21) オプション・ファイナンス
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)
- (22) デット・ファイナンス
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)
- (23) 種類株式
(種類株式の法規整、各種の種類株式)
- (24) 株式の流通
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)
- (25) (26) (27) (28) 組織再編
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (29) 持分会社
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (30) 総則・商行為の重要論点
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

<教科書・教材>

民事訴訟法分野については、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』（第3版補訂2版、有斐閣）を教科書に、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法（有斐閣アルマ）』、伊藤眞『民事訴訟法』（最新版、有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下（最新版、有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（最新版、弘文堂）、民事訴訟法判例百選（第3版）を参考書として指定する。

民法及び商法分野については、原則として、各回に事例を中心とする教材をコピーして配布する。

<成績評価の方法>

単位の認定は、民法分野、商法分野、民事訴訟法分野それぞれの成績から、原則として各60点以上を基準として、総合して判定する。成績評価は、授業における議論の内容と、定期的に行われる試験の結果とを総合して評価する。定期試験受験資格の認定は、全14単位を、民法分野6単位、商法分野4単位、民事訴訟法分野4単位、に分割し、個別に行う。また、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

なお、民事訴訟法分野の採点基準は、中間テストを含む筆記試験90%、主観的平常点10%で行う。

民法分野は、前期・後期ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、両学期の平均点を最終成績とする（なお、後期は、[事例演習]と「不動産取引・登記制度」の両分野を対象として1回の筆記試験を行う）。前期・後期ともに、筆記試験の成績を80%、授業時の応答内容や出席率等の平常点を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかを20%として、評価を行う。

商法分野の成績評価は、評価の70%は筆記試験の成績に基づき、30%は期中の課題レポートの成績や授業時の応答内容等（授業にどれくらい効果的に参加したか）に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

<その他>

連絡等には、TKCの教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

科目群	基幹科目					
授業科目	実務刑事法		単位	8	担当教員	遠藤・成瀬・佐藤（隆）
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	2回	

< 目的 >

受講者が、刑事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討する、③その判例理論を前提に、自らの主張を的確な表現で、説得的に展開する、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示する、などの作業を通じて、より実践的な問題解決の訓練を行う。

これらの訓練は、刑事裁判実務との有機的なつながりを意識して行われる。理論が、現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能するのか、研究者と実務家という複数の視点による議論に触れることによって、理解を深めることも、本講義の重要な目的である。

< 達成度 >

1年次に学んだ刑事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すことができる。

具体的には、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成することができる、②判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開することができる、③事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示することができる。

< 授業の方法 >

本講義は、受講者が、予めTKC教育研究支援システム上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式で進める（取り扱うテーマにより、グループ討論の形式を採用することもある）。

刑法については、いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。

刑事訴訟法については、まず、刑事手続の流れに沿って、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例をとりあげ、検討を行うことによって、基本的事項に対する理解を確実にした後、さらに応用的・発展的な問題について、刑法と同様、実践的な側面を意識しながら、立ち入った分析・検討を加える。

実体法と手続法にまたがる、いくつかの問題については、双方の問題意識を明らかにしたうえで、両者の調整・融合の視点から、あるべき解決を検討する予定である。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである（前期・後期の開始時にそれぞれの予定を掲示する）。

刑法

〔前期〕

①罪数論、②因果関係、③不真正不作為犯、④故意・錯誤、⑤過失（管理・監督過失）、⑥未遂・中止未遂、⑦被害者の承諾、⑧正当防衛1、⑨正当防衛2、⑩共同正犯1、⑪共同正犯2、⑫共犯の諸問題

〔後期〕

①個人的法益に対する罪1、②個人的法益に対する罪2、③個人的法益に対する罪3、④個人的法益に対する罪4、⑤個人的法益に対する罪5、⑥社会的法益に対する罪1、⑦社会的法益に対する罪2、⑧社会的法益に対する罪3、⑨国家的法益に対する罪1、⑩国家的法益に対する罪2、⑪刑法総合1、⑫刑法総合2

*予習課題については、1週間程前にTKC教育研究支援システム上で示す。

*後期については、総論の問題と関連付けながら、講義を行う予定である。

刑事訴訟法

〔前期〕

①強制捜査と任意捜査との区別、②職務質問・所持品検査、③被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題、④在宅被疑者の取調べ、④令状による捜索・差押え、⑤逮捕に伴う捜索・差押え、⑥体液の強制的採取、⑦検察官の訴追裁量、⑧訴因の特定、⑨訴因変更の要否、⑩訴因変更の可否、⑪違法収集証拠排除法則、⑫自白法則、⑬伝聞証拠の意義、⑭伝聞例外

〔後期〕

①おとり捜査、②通信傍受、③別件逮捕・勾留と余罪取調べ、④在宅被疑者の取調べと自白の証拠能力、⑤接見交通、⑥訴因変更の許否（訴因変更の時機）、⑦訴因変更命令、⑧伝聞証拠の意義（謀議メモ）、⑨伝聞例外をめぐる諸問題、⑩択一的認定、⑪裁判の効力、⑫上訴

*予習課題については、1週間程前にTKC教育研究支援システム上で示す。

<教科書>

- ・ 教科書 特に指定しない。
- ・ 判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・ 参考書 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣）
西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣）
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

刑事訴訟法に関しては、上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、同「刑事手続法を学ぶ」、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑訴法判例」（隔月掲載）、及び、同誌に現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も有益である。

<成績評価の方法>

学年末試験（40％）、総合試験・レポート等（50％）、及び平常点（10％）によることを予定している。なお、上記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用憲法			単位	2	担当教員	糠塚 康江
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

実務公法（憲法）に引き続き、重要な憲法判例や事例を素材としながら、憲法解釈論の基礎的な能力をさらに向上させるとともに、付随的違憲審査制の特質を理解して法律論から憲法論を組み立てる能力を高めることを目的とする。

< 達成度 >

付随的違憲審査制の下での憲法判断のあり方を理解し、事案と結びつけて精確な判例分析を行い、判例の射程を見定めることができる。

法律論と憲法論を的確に結びつけることができる。

< 授業内容・方法 >

上記目的のため、下記事例（予定）を第一審判決から丹念に判決文を読むことで、事例分析力を向上させる。各判決につき、レポーターとコメンテーターを割当る（初回に実施）。レポーターは事実関係と判旨を要約した上で、判決の構造を明らかにする。コメンテーターは憲法上の争点を示し、それについての教科書的な説明を行う。その後、全体で当該憲法上の争点が事案解決にどのような帰結をもたらしたのかを議論し、判例の意義を確定する。また判例の示した論理とは異なる組み立てが可能かどうかを検討する。分量にもよるが、事案1つにつき、授業2回分をあてる予定である。

受講者は、予め判例を精読し、教員の示した設問に対する解答を用意して授業に臨むことが必要である。

内容（予定）

- 1 憲法判例の学び方：日本版付随的違憲審査制
- 2～15 憲法判例研究（空知太神社訴訟／在外国民選挙権訴訟／学生無年金障害者訴訟／猿払事件／広島市暴走族追放条例事件／ノンフィクション「逆転」事件／杣山入会権訴訟）

< 教科書・教材 >

教材は適宜配付する。

< 参考書 >

辻村みよ子『憲法・第4版』（日本評論社、2012年）、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第5版』（岩波書店、2011年）、高橋和之『立憲主義と日本国憲法・第2版』（有斐閣、2010年）など憲法の基本書を少なくとも1つを、常に参照すること。解説のついた判例集の基本的なものとしては、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第5版]』（有斐閣、2007年、第6版が2013年10月末に刊行予定）、2007年以降の重要判例は、ジュリスト臨時増刊『平成XX年度重要判例解説』（有斐閣）の平成19年度以降のものが利用できる。

< 成績評価の方法 >

期末試験8割、平常成績2割、の割合で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が30名を超えた場合に選抜を実施する。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用行政法			単位	2	担当教員	中原 茂樹
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

この授業は、第2年次の「実務公法（行政法）」において扱われなかった、最近の判例および応用的な判例を分析・検討するとともに、架空の事例問題を検討することを通じて、「実務公法（行政法）」で身につけた基礎知識を具体的な事案に応用する能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

2年次に修得した具体的事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、①行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）、②それを訴訟で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討）、の2点を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

前半（第1回～第7回）は、最近の判例および応用的判例を分析・検討し、後半（第8回～第14回）は、架空の事例問題を検討する。受講者が予習してきていることを前提に、質疑応答および討論を中心とした授業とする。

< 教科書・参考書・教材 >

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010年）、『平成24年度重要判例解説』（有斐閣、2013年4月）および曾和俊文＝金子正史編著『事例研究行政法〔第2版〕』（日本評論社、2011年）をテキストとして用いる。また、教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

定期（期末）試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が9割、その他が1割を予定している。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

受講希望者が30名程度を超える場合には、実務公法（行政法）の成績を基準として、選考を行うことがある。

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用民法	単位	2	担当教員	久保野 恵美子 阿部 裕介
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<目的>

事例問題の検討を通じて、L 1 民法及び実務民事法等で修得した民法（特に財産法）に関する基本的知識を確認・補充するとともに、具体的事案における法適用のあり方を実践的に示す。これによって、複雑な事例を整理・分析して法的問題を検出しそれを解決するために民法の基礎理論を使いこなす能力を培うことを目的とする。

<達成度>

2年次までに修得した民法に関する基本的知識を応用することで、具体的事案に法的な分析を加えて解釈論上の問題を発見し、それについて説得的な解釈を展開するとともに、具体的事案から法的に重要な事実を抽出して説得的な結論を提示できるようになる。

<授業内容・方法>

授業は事例演習の形式で行う。受講者は、全員が毎回、指定された問題につき予習として十分な解答を準備する必要がある。

事例演習は、以下の要領で行う予定である。①第2回以降の各回で取り扱う問題を、教材の中から1題指定する。なお、当該問題に関連する最高裁判例を1つ指定し、当該裁判例に関連する設問を追加する場合がある。②初回の授業では、第2回以降の各回につき、受講者のうち数名を担当者として割り当てる（各受講者が2回担当者となるよう配慮する）。③各回の担当者は全員、担当教員に解答案をE-mailにより事前提出する。④第2回以降の授業では、まず担当者以外の受講者と質疑応答を行い、その内容に不十分な点等があれば担当者と質疑応答を行う。⑤担当者は、授業終了後にE-mailで添削済みの解答案の返却を受け、各自復習する。添削内容等に関してさらに面談での指導を希望する場合には、オフィス・アワーの利用を推奨する。

<教科書・教材>

1 教材

松岡久和ほか編『民法総合・事例演習（第2版）』（有斐閣、2009年）

2 参考書

各自、自分が普段使っている教科書・体系書（予備校の教材は除く）を適宜持参すること。
新たに入手しようと思っている場合は、以下のものを勧める。

[民法総則]

佐久間毅『民法の基礎1 総則（第3版）』（有斐閣、2008年）

四宮和夫＝能見善久『民法総則（第8版）』（弘文堂、2010年）

河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007年）

山本敬三『民法講義I 総則（第3版）』（有斐閣、2011年）

[物権法・担保物権法]

佐久間毅『民法の基礎2 物権』（有斐閣、2006年）

安永正昭『講義 物権・担保物権法』（有斐閣、2009年）

道垣内弘人『担保物権法（第3版）』（有斐閣、2008年）

[債権総論]

中田裕康『債権総論（新版）』（岩波書店、2011年）

潮見佳男『プラクティス民法債権総論（第4版）』（信山社、2012年）

[債権各論]

山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』（有斐閣、2005年）

橋本佳幸ほか『民法Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011年）

吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年）

<成績評価の方法>

平常点（50％）及び筆記試験（50％）により成績評価を行う予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

履修希望者が30名を超える場合、選抜を行う。

第2回に関しては、準備期間を十分に確保するため、開講に先立ってTKCで予習のためのアナウンスをする予定である。履修希望者は注意すること。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用刑法			単位	2	担当教員	成瀬 幸典
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

< 目 的 >

与えられた事案を刑法的観点からの確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈力の修得を目的とする。

< 達成度 >

①刑法に関する解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに説得的に提示することができるようになること、②刑法に関する解釈論上の問題を含む比較的長い事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を説得的に基礎づけることができるようになること、③上記の①・②のために必要な文章力を身につけることがこの講義の目標であり、成績評価もこの観点から行う。

< 授業内容・方法 >

前半・後半を通して、下記の指定教科書に挙げられた事例を素材にして、刑法総論・刑法各論における重要問題に関する理論的知識の定着を目的とした双方向的な講義を行う。

事例を基礎にした理論的な議論を中心とした講義を行う予定であるので、あらかじめ指定された事例において刑法解釈論上問題となる点、それに関する判例の立場・学説状況、自己の見解について述べる程度に、毎週しっかりと予習をしていくことが、すべての参加者に求められる。

なお、答案の個別的な添削は一切行わない。

< 教科書・教材 >

井田 = 佐伯 = 橋爪 = 安田『刑法事例演習教材』（2009年・有斐閣）を教科書とする。

< 成績評価の方法 >

筆記試験の結果と平常点により評価する（前者80%、後者20%程度）。なお、成績の評価に際しては、上記の<達成度>が重要な指標の1つとなる。

< その他 >

履修者は10名程度が適切であると考えているので、履修希望者がそれを大幅に超えた場合は選抜を行う。

科目群	応用基幹科目					
授業科目	応用商法		単位	2	担当教員	吉原 和志
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

1年次・2年次で学んだことを踏まえ、多様な事例問題の検討を通じて、①基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、②具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、③口頭で and/or 文章で論理的に議論を展開し表現する能力を磨くことを目的とする。

< 達成度 >

具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討するとともに、論理的に議論を展開し表現する能力をより向上させる。

< 授業内容・方法 >

市販の教材や法律雑誌に掲載された事例問題および担当教員が作成した事例問題を用いて、事例問題演習を行なう。会社法全般にわたって偏りのないよう教材を選択・作成する予定であり、初回授業の際に教材を配布する。

[授業前の準備]

各回、1問～2問の事例問題を取り上げ、1～2人の報告者を割り当てる。報告者は、問題を分析したレジュメとともに解答文案を作成し、事前に（水曜日の授業の2日前である月曜日夕方までに）担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、月曜日のうちにTKC教育システム上に当該レジュメと解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、レジュメと解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

[授業の進行]

授業は、報告者による補足的な説明の後（全員が問題文やレジュメ・解答文案に眼を通してきていることを前提とするので、詳細な報告は求めない）、参加者による質疑応答や議論を中心に進める。

なお、必要に応じ、最新の重要判例や平成25年会社法改正による改正事項の検討をもって事例問題の検討に代えることがありうる。

< 教科書・教材 >

適宜コピーを配布する。

< 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容および討論への参加状況(50%程度)および学期末に課すレポートの内容(50%程度)を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

参加者数は最大28人とする。履修希望者が28人を超えた場合には2012年度のL2実務民事法の成績によって選考を行なう。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用民事訴訟法			単位	2	担当教員	内海 博俊
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目 的 >

L1「民事訴訟法」、L2「実務民事法」などを通じて身につけた民事訴訟法に関する知見を実質化すること、すなわち、民事訴訟法の条文・判例・学説の理解があることを前提として、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解決のための使用に耐えうるものへと深めることが目標となる。

< 達成度 >

民事訴訟法の条文および解釈上用いられる道具概念につき、その存在意義に立ちかえった説明ができるようになる。必ずしも基本書等で用いられる典型事例や、判例の事案とびったり重なるわけではない問題についても、これらの解釈上の道具の存在意義を踏まえた柔軟な活用によって、一定の合理性を保った解決を示すことができる。

< 授業内容・方法 >

民事訴訟法（判決手続）に関する知見による解決が求められる、比較的簡素な事例演習問題を題材とする。各回の担当者は、問題についての検討メモを事前に提出し、その内容を参加者全員で共有する。授業では、検討メモをもとに参加者全員で議論する（担当者以外の学生にも発言を求めるので、参加者は自分の担当回でなくても、入念な予習をして臨む必要がある）。

< 教科書・教材 >

『基礎演習民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2013）を毎回持参するほか、自分が日常使っている民事訴訟法の基本書・判例集があれば持参することが望ましい。そのほか追加教材は配布する。

< 成績評価の方法 >

担当回（検討メモ）の内容など平常点を20%、期末試験の成績を80%として評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

受講希望者数によっては、選抜を行う可能性がある。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用刑事訴訟法			単位	2	担当教員	佐藤 隆之
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

比較的新しい重要判例や事例問題の検討を通じて、2年次までに学んだ事項に関する理解を確認（・補充）するとともに、事案の中から問題となり得る点を発見し、その解決に向けた法的議論を論理的に展開し、説得的な結論を導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

< 達成度 >

2年次までに学んだ理論的な事柄に関する理解、及び基本的な実務的知見を踏まえて、事案の中から法的に問題となり得る点を発見し、その解決に向けた議論を論理的に展開するとともに、必要な事実を的確に抽出して、説得的な結論を導き出すことができる。

< 授業の方法 >

刑事手続全般にわたって、解釈論及び実務上の基本的かつ重要な問題を含む事例をとりあげる。

受講者は、TKC教育研究支援システム上に示された予習課題（主として判例ないし設例）について、十分に検討してくることを前提として、予め指定する報告者2名による問題提起・分析（15分程度の口頭報告）及び解答をもとに、教員が受講者を指名し、その質疑応答に基づいて議論する方式で進める。

初回授業の際に、各回に取り扱う事項を示した予定表を配付し、担当者を決定する。

< 教科書等 >

- ・教科書 特に指定しない。
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・参考書

長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）

※上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、同「刑事手続法を学ぶ」、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑訴法判例」、及び現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」が有益である。

その他の参考文献等については、授業の際に適宜紹介する。

< 成績評価の方法 >

学年末試験（70%）、報告時に提出されるレポート等（15%）、及び討論への参加状況を含む平常点（15%）によることを予定している。なお、上記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

< その他 >

履修希望者が30名を超えた場合に選抜を実施する。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	法曹倫理		単位	2	担当教員	官澤・中島・遠藤
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

<達成度>

法曹としての役割・責任・倫理の基本を理解し、具体的事例において倫理的な問題点に気付くことができる。

<授業内容・方法>

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周知な準備作業を行うことが要求される。なお、各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面等で周知する予定である。

具体的な授業の流れは以下の通りである。

- 1 弁護士倫理 (1)----- 弁護士の職責と倫理
- 2 弁護士倫理 (2)----- 事例研究：依頼者との関係…職務を行い得ない事件等
- 3 弁護士倫理 (3)----- 事例研究：依頼者との関係…守秘義務等
- 4 弁護士倫理 (4)----- 事例研究：依頼者との関係…金銭関係等
- 5 弁護士倫理 (5)----- 事例研究：真実義務、刑事弁護の倫理等
- 6 弁護士倫理 (6)----- 事例研究：他の弁護士や裁判所との倫理
- 7 弁護士倫理 (7)----- 事例研究：事務所の弁護士間等の諸問題等
- 8 弁護士倫理 (8)----- 事例研究：公益的活動、組織内弁護士の特殊問題等
- 9 弁護士倫理 (9)・裁判官倫理 (1)----- 事例研究：民事裁判での倫理等
- 10 裁判官倫理 (2)----- 裁判官職務論 (1)
- 11 裁判官倫理 (3)----- 裁判官職務論 (2)
- 12 裁判官倫理 (4)----- 裁判官職務論 (3)
- 13 検察官倫理 (1)----- 検察官職務論 (1)
- 14 検察官倫理 (2)----- 検察官職務論 (2)
- 15 起案または試験

<教科書・教材>

参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

<成績評価の方法>

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事要件事実基礎			単位	2	担当教員	中島 朋宏
配当年次	L 2、3	開講学期	通年	週間授業回数	概ね2週に1回		

< 目的 >

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。

すなわち、裁判所は、要件事実の存否に基づき権利義務の存否を判断することになるので、証拠調べは、最終的な立証の目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において審理判断することになるから、当事者による訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要があり、実務家にとって、要件事実の理解は不可欠である。

本講義では、要件事実の意義や機能に係る一般的かつ基礎的な事項につき確認した上で、典型的な訴訟類型における要件事実について検討し、また、具体的な事例を用いた課題等も取り扱いつつ、要件事実が民事訴訟において果たす役割を考察することなどによって、要件事実の意義や機能についての理解を涵養し、実務家として必要となる知識や思考能力を養うことを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外の実実、すなわち、間接事実等（いわゆる事情を含む。）の訴訟上の機能の理解も深める。

< 達成度 >

要件事実及びその理解の前提となる基礎的事項（訴訟物、攻撃防御方法、主要事実及び間接事実並びに認否等）について、それらの意義や機能を、民事訴訟法の規定等も踏まえ、的確に説明することができる。典型的な訴訟類型について、民事実体法の理解を踏まえ、要件事実の観点から、当事者の主張を分析して整理し、その理由についても説明することができる。事実認定の構造及び証拠に関する基礎的事項につき説明することができる。

< 授業内容・方法 >

講義は、実務家（裁判官）教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。

受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時にレポート提出と講評を実施する予定である（なお、検討を求められる課題等は、積極的な自学自習を前提としたものである。）。具体的な講義日と講義内容は、学内インターネットへの掲示等により連絡する。

< 教科書・教材 >

- ・ 教科書
 - 「新問題研究 要件事実」（法曹会）
 - 「改訂紛争類型別の要件事実」（法曹会）
- ・ その他の教材
 - 「4訂民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）
 - * 講義において直接利用することは予定しないが、講義の内容のより深い理解のため、受講生において、講義と併行して自ら学習することが強く望まれる。
 - 「10訂民事判決起案の手引」（法曹会）
 - * 講義において直接利用しないが、受講生において、適宜参照するのが望ましい。

< 成績評価の方法 >

試験（中間試験も実施する予定である。）の成績のほか、講義中の発言や課題に対するレポート等の評価に係る平常成績を総合的に考慮するが、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおき、期末試験の成績、中間試験の成績及びその余の平常成績の比重は、3対1対1とする予定である。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	民事・行政裁判演習		単位	3	担当教員	信濃・佐々木（洋）
配当年次	L 3	開講学期	通年	週間授業回数	前期 1 回 後期隔週 1 回	

< 目的 >

本講義の目的は、民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。

このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。

実際の事件記録あるいは判例に頼れた事例を素材として、上記の観点からの課題についての議論を行うことを通じ、事件処理能力の習得向上を図るものである。

< 達成度 >

具体的な事案の手続の中で、民事訴訟手続における訴え提起前後の当事者代理人、裁判所の果たすべき役割のイメージを通じて、訴訟物、要件事実の理解をあるべき踏まえた請求、答弁、主張が構成でき、事実認定の構造、証拠方法、経験則を踏まえた立証活動が提示でき、終局的な紛争解決の見通し、対応の仕方が理解できる。民事保全及び民事執行制度について、これを具体的な事案において適切に活用できる程度に理解する。

行政裁判演習については、以上の点について、行政裁判特有の定め、問題点を踏まえた紛争解決の方法が提示できる。

< 授業内容・方法 >

本講義は、前期において、民事一般事件 2 単位分を信濃孝一教授及び佐々木洋一講師が担当し、後期において、行政事件 1 単位分を信濃孝一教授が担当する。原則として、講義において、当事者の双方の言い分及び関連証拠の記載された事例問題を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論、起案を適宜取り入れて授業を進める。

< 教材 >

教材は、授業の前に配布する。

< 参考書 >

受講生は、次の書籍の内容を理解しておくことが望まれる。

- 1 民事裁判演習
 - 10 訂・民事判決起案の手引き（法曹会）
 - （改訂）紛争類型別の要件事実（法曹会）
 - 新問題研究 要件事実（法曹会）
- 2 行政裁判演習
 - 司法研修所編 改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務研究．（法曹会）

< 成績評価の方法 >

成績評価は、期末試験の結果 9 割、平常成績 1 割として実施する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	刑事裁判演習			単位	3	担当教員	遠藤・須田 伊藤・翠川
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1. 5回		

< 目的 >

本講義は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。そこでは、捜査及び第一審訴訟の事件記録教材等に基づき、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点からとらえ、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかという複眼的視点を教育するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見した上、これに対して法的に採り得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

< 達成度 >

検察、弁護、裁判の各実務を正確に理解した上、手続を適正に遂行する能力、事実関係を分析する能力、それを前提とする法的解決力を身につける。

< 授業方法・内容 >

本講義は、検察実務・刑事弁護実務・刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、同一の事件につき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義の想定は、事案の解決を机上ではなく公判手続を通じて行うものであるが、事案に含まれる問題点は手続の進行に伴い変動するし、法的に採り得る解決策も手続の進行に伴い変動するため、公判手続に関する十分な理解が必須となる。そこで、本講義では、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義にのぞみ、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。

また、検察官、弁護士、裁判官の各役割を演じて公判手続を実践するミニ模擬裁判の実施や表現能力向上のため、与えられた課題についての検討結果をまとめたレポートの提出を求める予定である。

講義の内容は事実認定のほか、刑事実体法及び刑事手続法の全般にわたるが、各回ごとの主要なテーマは講義開始前にTKCに掲載する方法により開示する。

< 教科書・教材 >

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年度版」（法曹会）が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である。

参考書としては、司法研修所編「検察講義案」（法曹会）、「刑事弁護実務」（日弁連）がある。

< 成績評価の方法 >

期末試験（60%）、小テスト（20%）及び平常点（20%）により評価する。なお、平常点は、課題についてのレポート及び講義の際の質疑応答等による。また、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	リーガル・クリニック			単位	2	担当教員	官澤 里美 関根 攻
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	毎月1回程度		

<目的>

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。

<達成度>

法律相談において相談者に適切な助言を行うために必要な事実を聞き出す力と分析・判断・助言する力の基礎が身に付く。

<授業内容・方法>

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。

毎月1回（6月のみ2回）、原則として第3土曜日の午後（3限乃至5限）にリーガル・クリニックの授業を行う。具体的には、第3限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第4限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第5限に、教員の指導のもと、各学生が各種の法的文書を作成する。

本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、企業法務問題、離婚問題及び相続問題を予定している。

<教科書・教材>

毎回の来談者（教員等）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜プリント等を配布する。

<成績評価の方法>

模擬相談案件に対する取組み・成果、並びに各回に作成する法的文書等を総合勘案して、これを評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	実務基礎科目					
授業科目	ローヤリングA、B		単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次	L 2、L 3	開講学期	前期	週間授業回数	毎週各1回	

<目的>

1. 弁護士として法律実務に携わるといことは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理をも取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。
3. なお、ローヤリングAと同Bは基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

<達成度>

1. 具体的な事例を前提として、紛争解決手段を選択して、実体法や手続法の法的知識をどのように駆使するのか提示することができる。
2. 法律相談・法的交渉に関する技法の学習や模擬演習等を通じて、現実の相談・交渉のための基礎的なスキルを身につける。

<授業の進め方>

単なる講義形式ではなく、予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えてもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は負担が必要以上に重くならないように配慮することを前提として合計5回予定しています。

なお夏休み中に希望者10名程度を対象として、ローヤリングで学んだことが実務の中で現実にどのように活かされているのかを検証する目的で、私の法律事務所における1日弁護士体験を企画する予定です（1日1人）。但し、希望者が多い場合には、抽選としています。

< 授業内容 >

1. 現代の弁護士業務
2. 各種の法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
5. 受任の決定と証拠収集
6. 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事案）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
9. 紛争処理手続きの選択（各種ADRを含めて）
10. 倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習
11. 裁判における訴え提起以降の主張
12. 裁判における立証活動
13. 裁判上の和解への対応
14. 紛争の解決における弁護士の役割
15. 補講

< 教科書 >

特に指定せずに、講義では予めTKCに掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

< 参考書 >

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

< 成績評価の方法 >

「ケース研究」及び「模擬相談・交渉演習」を通じての議論・検討の状況を基にします。また「ケース起案・即日起案」も大きな評価対象です。具体的な配点は次のとおりです。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなります。

ケース研究の際の平常点60%、模擬演習点10%、起案点30%

科目群	実務基礎科目					
授業科目	ローヤリングC		単位	2	担当教員	伊東 満彦
配当年次	L 2、L 3	開講学期	後期	週間授業回数	毎週各 1 回	

< 目的 >

1. この科目は、架空の具体的な事件の中で、実体法や訴訟法等の法的知識を前提に、依頼者や事件の相手方等との関わり合いを学ぶものです。弁護士として法律実務に携わるといことは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大切です。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの習得を目的とします。ここで獲得したスキルは、リーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。

< 達成度 >

民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルを習得できる。

< 授業の進め方 >

単なる講義形式ではなく、予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えてもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとて大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。

また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は負担が必要以上に重くならないように配慮することを前提として合計5回予定しています。最終回に法律文書の作成を即日起案で行ってもらいます。

< 授業内容 >

- 1 現代の弁護士業務
- 2 各種の法律相談における面接技法①
- 3 同②
- 4 同③
- 5 初見の相談者からの法律相談演習
- 6 顧問先からの法律相談演習
- 7 受任の決定と証拠収集
- 8 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
- 9 紛争解決における弁護士の役割
- 10 法的手続によらない模擬交渉演習 A（相手方が本人の事案）
- 11 法的手続によらない模擬交渉演習 B（相手方が弁護士の事案）
- 12 裁判における訴え提起以降の主張
- 13 紛争解決における弁護士の役割
- 14 法律文書の作成（即日起案・講評）

<教科書>

特に指定せずに、講義では予めTKCに掲載しておくレジユメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

<参考書>

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

<成績評価の方法>

「ケース研究」及び「模擬相談・交渉演習」を通じての議論・検討の状況を基にします。また「ケース起案・即日起案」も大きな評価対象です。具体的な配点は次のとおりです。

ケース研究の際の平常点60%、演習点10%、起案点30%

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなります。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	エクスターンシップ		単位	2	担当教員	官澤 里美 ほか
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

<目的>

法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。

この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民法」「実務刑法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実地に体験することも重要な目的である。

実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉・依頼し、その都度受講可能学生数を確定する。

<達成度>

実際の法実務に触れて各種の幅広い勉強が必要であることを理解できている。

<授業内容・方法>

夏季授業等の期間中に、法律事務所等において、課題を設定して研修を実施する。各授業年度毎に、実務家教官と研究者教官は共同して、法律事務所等と相互に連絡をとりつつ、それぞれの場所で、学生が法実務業務の実際に触れることができるように、具体的な研修プログラムを策定し実施する。このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れに従うが、より具体的な研修方法については、各研修受け入れ機関との間の協議によって年度毎に策定される。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければならない。これは、法律事務所等を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚させるための誓約書である。さらに、オリエンテーションや当該研修場所で研修を始めるにあたって、必要に応じて法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう教育を徹底する。

本年度においては、平成 25 年 9 月に仙台（10 数箇所）及び東京（数箇所）の法律事務所に依頼し、数十名程度の学生を選抜して各事務所で研修を行う予定である。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、1 週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は 2 名 1 組又は 1 名で連日弁護士事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を研修することとする。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において弁護士教員・研究者教員の指導の下でディスカッションを行う。

授業・作業の流れは概略以下の通り。

1. オリエンテーション
2. 研修先の選択・課題の策定
3. 講義：法律事務所業務、企業法務等
4. 各研修先における研修（1）
5. 各研修先における研修（2）
6. 各研修先における研修（3）
7. 各研修先における研修（4）
8. 各研修先における研修（5）
9. 各研修先における研修（6）
10. 各研修先における研修（7）
11. レポート作成・提出

12. 研修結果・レポートについての討論・講評（1）
13. 研修結果・レポートについての討論・講評（2）
14. 研修結果・レポートについての討論・講評（3）

<教科書・教材>

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付する。

<成績評価の方法>

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	実務基礎科目					
授業科目	模擬裁判		単位	2	担当教員	遠藤・廣瀬・翠川
配当年次	L 3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

< 目的 >

本講義は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に疑似体験することによって、実務法曹として必要な知識や基礎的な訴訟技術を習得することを目的とする。併せて、起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書の書き方の基本とともに、その前提としての事実認定の基礎を学習する。

< 達成度 >

2年の「実務刑事法」、3年前期の「刑事裁判演習」で学んだ知識を、模擬裁判の実践によって、確実なものとして身につけ、具体的な訴訟の場面において、刑事訴訟法・規則の規定や法理論に即して的確に対応することができる。

< 授業方法・内容 >

本授業は、履修者が、検察官、弁護士、裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

履修者には、模擬裁判における実演に先立って行われるオリエンテーション・講義への参加、通常の前習にとどまらない公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬裁判当日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び模擬裁判当日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

なお、オリエンテーション・講義の日程は、後日TKCに掲示するか、履修者に予定表を配布することによって周知する。

< 教科書・教材 >

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

< 参考書 >

- ・ 司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要—参考記録に基づいて—平成21年度版」（法曹会）
- ・ 山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」（ぎょうせい）
- ・ 司法研修所編「刑事判決書起案の手引」（法曹会）
- ・ 司法研修所検察教官室編「検察講義案」（法曹会）

このほかの文献等は、授業時に具体的に指示する。

< 成績評価の方法 >

授業や準備作業・実演における取り組みの状況に、成果としての起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書の起案も加味して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

科目群	実務基礎科目						
授業科目	リーガル・リサーチ			単位	2	担当教員	金谷、芹澤、樺島
配当年次	L 1、2	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

<目的>

この授業は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力を習得することを目的とする。実務においては、直面する問題について、最新のものを含めた的確な情報を収集し、それらを適切に整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、リサーチの技法や検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して法情報を調査・分析する訓練を行う。

<達成度>

事案解決に必要な法情報（法令、判例及び学説等）の収集及び調査・分析ができる。法情報を適切に引用し、自分の考え方のよりどころや裏付けとしながら、理論的に結論を導いて文書としてまとめることができる。

<授業内容・方法>

授業では、以下の内容について、それぞれ電子媒体（インターネット、データベース）と紙媒体（雑誌、書誌）を用いた検索・情報収集の方法について解説する。リサーチの結果を文書にまとめる訓練を行うために、数回のレポートを課す。

第1回 ガイダンス

（ 法科大学院教育研究支援システムの構成と使い方・注意事項

第2回 リーガル・リサーチ概論、インターネットを用いた検索の基礎

第3回 実務家教員による講演（リサーチ・文書作成方法）

第4回 文献・学説の探し方、読み方

第5回 法令・立法資料の探し方、読み方

第6回 判例の探し方、読み方

第7回 デジタル資料、オンライン・データベース資料の利用方法

（ 調査結果のまとめ方、文書化、書面の書き方の訓練

第8回 法令・判例の解釈理論、学習方法（私法分野）

第9回 " (公法分野)

第10回 事例1（公法）

第11回 事例2（民事法）

第12回 事例3（刑事法）

第13回 補論（アメリカ法情報調査）

第14回 補論（国際法・ヨーロッパ法情報調査）

第15回 最終課題レポートの出題と解説

技能科目として、適宜実際に特定のテーマを与え、関連する裁判例や文献等の検索とその結果をレポートにまとめる作業を行う。特に技能修得度を評価するために、講義の最後には、実習として、実際の事件を素材にして、法令・判例調査、学説調査、外国法調査を行い、その結果を小論文として提出させ、これに対し講評を加える。こうした作業は、適切な検索ツールの選択、的確な検索キーワードや条件の設定、検索情報の取捨選択、情報の整理の訓練となり、実務法曹としての情報収集・処理能力の向上に資する。

<教科書・教材>

教材は、法科大学院教育研究支援システムを通じて適宜配付するとともに、専用のウェブページを用いる。法政実務図書室、その他の場所におけるリーガル・リサーチの実習を含む。以下に挙げる参考文献以外の文献については、授業のときに随時紹介する。

<参考文献>

いしかわまりこ，藤井康子，村井のり子『リーガル・リサーチ〔第4版〕』（日本評論社，2012年）
弥永真生『法律学習マニュアル〔第3版〕』（有斐閣，2009年）

<成績評価の方法>

授業における質疑応答、講義期間中に出される課題の評価（30％）及び最終レポート（70％）の総合評価による。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

模擬裁判、ローヤリング、クリニック等、他の実務基礎科目において、実際にリーガル・リサーチを行うことが前提とされている。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	信濃 孝一 中島 朋宏
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

< 達成度 >

複数の見解が成立する複雑な具体的紛争について、当該見解の基本的な法律解釈や要件事実の基礎的な理解を超えて、各見解の相異のよって来る所以と各見解による帰結を説明できる。当該紛争の適切妥当な解決のためには、どのような考え方、方策（民事保全、民事執行等の付随的手続を含めて）をとるべきかを提示できる。これらを主体的な訴訟活動の観点に立脚して指摘できる。また、具体的設例において、攻撃防御方法や事実認定の構造について考察し、争点整理やそれを前提とした争点に係る事実認定（証拠評価）につき、自らの考えを説明することができる。

< 授業内容・方法 >

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方、和解案等のほか、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討したりする。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

このほか、実務における争点整理等の実際を体験できる教材を利用した演習も予定している。

なお、初回に、教員2名によるイントロダクションを実施する以外は、2名の教員が前半7回と後半7回とを分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

< 教科書・教材 >

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。平常の評価と夏期休暇中のレポートの評価とは、同等に取り扱う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

なお、受講希望者が10名を超える場合には、履修制限を行うことがある。この場合、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）を参考として演習への適性の有無を判断することとし、適性が同程度と見込まれる者については、教員の手元において抽選で選考する。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	民事法発展演習		単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次	L 2、L 3	開講学期	後期	週間授業回数	毎週 1 回	

<目的>

1. 不法行為法の中の交通事故損害賠償実務をテーマとした演習です。
2. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償の依頼を受けて事件処理することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律的にも民法の知識だけではなく、自動車損害賠償保障法、道路交通法、商法（保険代位）、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係してきており、それらを総合する形で「交通事故損害賠償法」といった1つの専門分野が形成されている状況です。
3. 演習の中では重要な判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、得られた知識を法律文書に表現する訓練として訴状、答弁書の法的文書の起案を行ってまいります。判例を取り上げる際には、関連する民事訴訟法の論点についても意識的に検討対象に加えます。また不法行為の一分野ですので、不法行為法の基本的な理論を絶えず確認しながら発展的な思考へと進んでいきます。そうした上での法的文書の作成によって真の理解ができているのか自ら確認することができることとなります。

<達成度>

この演習を通じて、交通事故損害賠償についての実務に必要な基礎知識と法的文書作成の基本が習得できることを目標にします。

<講義の進め方>

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてまいります。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な書式類や算定基準、平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます。訴状、答弁書を即日起案してまいります。起案日に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

<授業内容>

1. 交通事故損害賠償の基礎（総論）
2. 積極損害の問題点
3. 消極損害総論
4. 後遺障害逸失利益の問題点（1）
5. 後遺障害逸失利益の問題点（2）
6. 慰謝料の算定
7. 物的損害の問題点
8. 過失相殺の問題点
9. 素因減額の問題点
10. 交通事故紛争の解決手段
11. 損害賠償請求訴訟の提起
12. 訴状の作成（即日起案・講評）

- 1 3. 答弁書の作成と当事者双方の立証活動
- 1 4. 答弁書の作成（即日起案・講評）
- 1 5. 期末試験

<教科書>

特に指定しません。講義では予めTKCにレジюмеと検討してもらった判例を掲載します。

<参考書>

特に指定ませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。またTKCに掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

<成績評価の方法>

期末試験（パソコン以外持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなります。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	石井 彦壽
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

<目的>

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び問題解決能力を養うことを目的とする。

<達成度>

複雑な事実関係の紛争について、実体法、手続法を総合的に考慮して問題点を把握するとともに、その解決に必要な事実を抽出し、様々な解決の可能性を考えたいえで、原告、被告双方の立場から議論することができる能力を身につける。

<授業内容・方法>

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題も扱う。但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。

予め判例・学説の調査をし問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

<教科書・教材>

教材は、TKC等により、適宜配布する。

<成績評価の方法>

授業における取り組み姿勢、議論の内容（20%）のほか、期末におけるレポート試験の結果（80%）によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

かなり高度な内容を扱うので、民法、民事訴訟法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	刑事实務基礎演習		単位	2	担当教員	遠藤 伸子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわる標準的なレベルの事例演習問題（判例を素材とするものを中心とする）を題材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く実践的な能力を修得することを目的とする。さらに、起案や議論を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

< 達成度 >

標準的なレベルの法解釈論上の問題を含む事案について、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

毎回、事例演習問題の担当者を割当てるので、担当者は、その事例演習問題について、事前に問題の所在、判例・学説の状況及び検討結果をまとめたレポートを作成・提出した上、授業においてその報告を行う。受講者は、その事例演習問題について、事前に事例演習問題に含まれる問題点を発見し、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、授業の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の当否を一般的・抽象的に検討することはしない。

< 教科書・教材 >

使用する事例演習問題は、その都度、事前に配布する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（60%）、レポート、報告及び議論の参加状況を含む平常点（40%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	刑事实務演習		単位	2	担当教員	田子 忠雄
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

本演習では、実際に生じた基本的な事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、事案に即した問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらおう。

<達成度>

- 事件記録教材を読み、そこに含まれる事実認定上の問題及び理論的な問題を把握することができる。
- 刑事手続上生ずる諸問題について、実務ではどのような観点からこれを解決しようとしているかを理解し、問題を適切に解決するとともに、その根拠を、法文書の形式を意識しながら、説得的に表現することができる。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 現住建造物等放火未遂事件
身柄拘束までの捜査

第2回

- 1 逮捕とその後の手続
- 2 送検までの捜査
- 3 事件受理後の検察官の手続
- 4 勾留請求書起案

第3回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求に対する裁判所の判断
- 3 勾留決定についての弁護人の対応
- 4 警察官と検察官の関係
- 5 勾留後の捜査
- 6 勾留延長請求

第4回

- 1 勾留延長についての裁判所、弁護人の対応
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 起訴便宜主義と処分
- 5 公訴事実起案

第5回

- 1 起訴状起案講評
- 2 証拠整理

- 3 認否
- 4 冒頭陳述書起案

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 証拠認否
- 3 公判手続①
- 4 322条1項書面取調べ請求書起案

第7回

- 1 公判手続②
- 2 322条1項書面起案講評
- 3 論告起案

第8回

- 1 論告起案講評
- 2 恐喝未遂事件
 - ① 初動捜査
 - ② 成立罪名の擬律

第9回

- 1 送致前の捜査
- 2 事件受理後の検察官の手続
- 3 勾留後の捜査
- 4 勾留延長請求書起案

第10回

- 1 勾留延長請求書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 処分（司法取引との関係）
- 4 起訴状起案

第11回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 証拠についての弁護人の意見書起案

第12回

- 1 前記意見書の起案講評
- 2 公判手続①
- 3 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続②

第14回

- 1 公判手続③
- 2 論告起案

第15回

- 1 論告又は弁論要旨起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

刑事実務の基礎を学ぶことを目的としているので、その発展的な演習である刑事実務演習Ⅲとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員	遠藤 伸子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわるやや高度なレベルの事例演習問題（判例を素材とするものを中心とする）を題材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く能力を修得することを目的とする。さらに、起案や議論を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

< 達成度 >

やや高度なレベルの法解釈論上の問題を含む事案について、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

毎回、事例演習問題の担当者を割当てるので、担当者は、その事例演習問題について、事前に問題の所在、判例・学説の状況及び検討結果をまとめたレポートを作成・提出した上、授業においてその報告を行う。受講者は、その事例演習問題について、事前に事例演習問題に含まれる問題点を発見し、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、授業の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の当否を一般的・抽象的に検討することはしない。

< 教科書・教材 >

使用する事例演習問題は、その都度、事前に配布する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（60％）、レポート、報告及び議論の参加状況を含む平常点（40％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員 田子 忠雄
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回

<目的>

本演習では、実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、事案に即した問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

<達成度>

- 事件記録教材を読み、そこに含まれる事実認定上の問題及び理論的な問題を把握することができる。
- 刑事手続上生ずる諸問題について、実務ではどのような観点からこれを解決しようとしているかを理解し、問題を適切に解決するとともに、その根拠を、法文書の形式を意識しながら、説得的に表現することができる。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 業務上横領事件
 - ① 捜査の端緒
 - ② 告訴に関する問題

第2回

- 1 警察の捜査
 - ① 人証、物証などの証拠の収集
 - ② 被疑者の取り調べ
- 2 被疑事実起案

第3回

- 1 被疑事実起案講評
- 2 警察と検察官の関係
- 3 検察官の捜査
- 4 送致事実①及び②の検討

第4回

- 1 送致事実③及び④の検討
- 2 起訴便宜主義と処分
- 3 公訴事実起案

第5回

- 1 公訴事実起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 冒頭陳述書起案

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 公判手続
- 3 弁論要旨起案

第7回

- 1 弁論要旨起案講評
- 2 傷害致死事件
 - ① 任意捜査について
 - ② 逮捕について
- 3 勾留請求書起案

第8回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求について裁判所の判断
- 3 勾留についての弁護人の対応
- 4 勾留後の捜査
- 5 勾留延長理由書起案

第9回

- 1 勾留延長理由書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 処分
- 5 起訴状起案

第10回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
 - ① 釈明
 - ② 認否
 - ③ 証拠申請
- 3 弁護人の意見起案

第11回

- 1 前記起案講評
- 2 公判手続①（書証取調べ及び証人尋問）

第12回

- 1 公判手続②（敵対証人の尋問）
- 2 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 伝聞証拠について
- 3 322条1項書面取調べ請求書起案

第14回

- 1 322条1項書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続③
- 3 論告又は弁論起案

第15回

- 1 論告又は弁論又は要旨起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

刑事実務の発展段階を学ぶことを目的としているので、その基礎的な演習である刑事実務演習Ⅰとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	日本法曹史演習			単位	2	担当教員	坂本 忠久
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

<目的>

近世（江戸時代）から明治前期にかけての日本の法や裁判制度について考察する。具体的には、近世の目安箱、刑事訴訟法、刑事内済、刑事政策、裁判制度、私法制度、近代の刑事法、家族制度、裁判制度、弁護士制度等に関する近年の研究成果を具体的な題材とし、特に質疑応答を通じて各制度の特色や問題点等を理解することをねらいとする。

上記の点に関する理解を手かかりとして、現在の法制度や裁判制度の成り立ちや意義等を明確に把握できるようにしたい。（なお、各回の内容は、状況により若干変更する場合がある。）

<達成度>

現在の法や裁判制度の前提として、江戸時代から明治前期の法と裁判制度の特徴について理解を深める。

<授業内容・方法>

1回ごとにテーマに沿った題材について説明した後、各自の質疑応答により理解を深めたい。

<教科書・教材>

日本法制史の最新の研究成果（論文、研究ノート等）を活用・利用する予定である（前の回に次回分を配布する）。

<成績評価の方法>

学期末試験（60%）と日常の出席・発言状況等（40%）を総合して行う予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

江戸時代以降の日本史に関する最低限の知識を持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	西洋法曹史		単位	2	担当教員	大内 孝
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目 的 >

授業題目：西洋法曹史

授業の目的と概要：英米を中心として、弁護士制度、法学教育、法曹資格規制などにかかわる歴史を検討する。法曹の歴史は、一面、実務と「法」にかかわる人々の叡智と努力の歴史であり、同時に他面、（彼らの生計問題でもあることから）綺麗事では済まない実に生臭い歴史でもある。本科目は、この事実を西洋の歴史の中から剔出するものであるが、同時にこの歴史を通して、同様の事柄が姿を変えた形で現代日本においても存在する可能性があることに各自が思いを致す視点となるかもしれない。

< 達成度 >

実務的な法学と異なる基礎法学の一分野に触れ、法と人間とのかかわり方について新たな視点を得ることができる。

法が、その歴史の上でも、法単独で自律的に生成・発展するものではなく、政治・社会・文化等、人間を取り巻く諸々の要素との有機的連関の中でこそ意味をなすものであることを知ることができる。

< 授業内容・方法 >

各回授業の後半において、大内が、指定する教材を聴講者各自が講読するにあたってのポイントを簡単に講義する。各聴講者は、最低限、当該教材を講読したうえで次回の授業に出席するものとし、その前半において、大内と聴講者との対話・問答によって理解を深める。次いで後半に大内が次回授業分の教材講読のポイントを講義し、このサイクルを繰り返して、下記のテーマに沿って検討していく。（なお当然ながら、事前に教材を講読せず・授業で問答に応じられないがごときは、（準備書面を読まず・口頭弁論で攻撃防御しないのと同様に）全く無価値であり、文字通り「不可」となる。）

テーマ及び割り当て授業回数のおおよそは以下の通りである。

- I. イギリスにおける「法曹」の誕生 （3回）
- II. イギリス法曹の法学教育と「法」との相関 （2回）
- III. アメリカ植民地時代における「法曹」 （2回）
- IV. アメリカ独立期における法曹制度 （2回）
- V. 「法曹一元」の二つの型 （1回）
- VI. ドイツにおける法律家層の形成と法学 （3回）

ほか、予備2回

なお、参加者の関心と実情を勘案し、参加者と相談のうえで、これとは大幅に異なる内容・方法に変更することがありうる（教材・成績評価の方法についても同様）。

< 教 材 >

ベイカー著・小山貞夫訳『イングランド法制史概説』第8章；田中英夫『英米の司法』第3、4、5、6章；大内孝『アメリカ法制史研究序説』第I、II、III篇；上山安敏『法社会史』第1部、第2部などを予定しているが、必要な教材はコピーして配付する。

< 成績評価の方法 >

各回の対話・問答の内容（上記＜授業内容・方法＞を参照）（30%）、および期末に課す予定のレポート（70%）によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

< その他 >

オフィスアワーその他については、教室で別途通知する。

次回の開講は、平成27年度となる予定。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	実務法理学		単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

基本権をめぐる推論と判断の方法論的枠組の修得。

< 達成度 >

履修者は、法的三段論法の修得を学習の到達目標とする。その際、基本権審査にかかわる三段階審査の手法を参考にして、法的三段論法を基本権審査においてどのように用いるのかを学修する。

法律学方法論の一分野として、ことに近年、ドイツ公法学のいわゆる三段階審査の手法が紹介されている。日本における三段階審査手法の紹介に見られるように、人権・基本権をめぐる問題では、日本とドイツでは制度的背景を異にしながらも、推論方法において共通性が見られる。日本とドイツの公法学の比較を通じて、方法論的な普遍性と制度的な差異をふまえて、学修者が自らの基本権審査手法を確立することを目標とする。

< 授業内容・方法 >

本講義では、担当者による法律学方法論の解説を出発点として、履修者は、講義ごとに与えられる基本権をめぐる事案について、事案の設問にたいする起案を行う。履修者は、事案の設問について自ら起案した法的推論をもとに、担当者と受講者の対話を通じて、推論方法と起案技術の修得と確立に努める。

講義進行予定

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 事案への予備的アプローチ | 9 行政法の三面関係―その3 |
| 2 基本権審査の流れ | 10 不法行為による基本権侵害―その1 |
| 3 法律学方法論概観 | 11 不法行為による基本権侵害―その2 |
| 4 防禦権審査―その1 | 12 契約による基本権侵害―その1 |
| 5 防禦権審査―その2 | 13 契約による基本権侵害―その2 |
| 6 防禦権審査―その3 | 14 基本権審査手法の総括―質疑応答など |
| 7 行政法の三面関係―その1 | 15 期末筆記試験 |
| 8 行政法の三面関係―その2 | |

< 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

- 小山剛『基本権保護の法理』成文堂、1998.
同『「憲法上の権利」の作法』尚学社、2009.
山本敬三『公序良俗論の再構成』有斐閣、2000.

< 成績評価の方法 >

期末試験のみによる。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	実務法理学		単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

「現代型訴訟」の実証分析—水俣病事件の法理学的アプローチを学修する。

< 達成度 >

まず履修者には、法理学の講学上の「現代型訴訟」概念枠組を的確に把握することが求められる。

的確な概念把握にもとづき、水俣病事件にかかわる一連の訴訟を題材として、公害訴訟の法的争点と立証責任の分配などの法実務内在的問題と、訴訟の社会政治的機能という法理論的問題との、両面から、総合的に事案を認識し解決する能力を修得することが、講義の到達目標である。

< 授業内容・方法 >

「現代型訴訟」の実証的分析対象として水俣病事件を取り上げる。水俣病事件をめぐる一連の訴訟について、因果関係論と裁判所の科学的審査能力、民事訴訟と行政訴訟との関係、訴訟の社会政治的機能といった実定法学内在的分析と法理論的分析とを合わせて行う。こうした法理学固有の解明手法を通じて、現代型訴訟をめぐる高度現代社会における法の機能、法と政治、法と道徳といった法哲学本来の課題を解明する。

講義進行予定

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 講義の概要・趣旨 | 9 熊本水俣病事件第3次訴訟 |
| 2 水俣病事件の経緯 | 10 政治解決と関西訴訟 |
| 3 新潟水俣病事件第1次訴訟 | 11 熊本水俣病刑事事件 |
| 4 熊本水俣病事件第1次訴訟 | 12 現代型訴訟の一般理論 |
| 5 熊本水俣病事件第1次訴訟（その2） | 13 現代型訴訟としての水俣病事件 |
| 6 科学裁判における訴訟手続上の諸問題 | 14 水俣病事件の法理学 |
| 7 水俣病認定不作為違法確認訴訟 | 15 問題の総括—質疑応答など |
| 8 熊本水俣病事件第2次訴訟 | |

< 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

- 淡路、大塚、北村編『環境法判例百選』第2版、別冊ジュリストNo.206（2011）.
 田中成明『現代日本法の構図』増補版、悠々社、1992.
 坂東克彦『新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想』日本放送出版協会、2000.
 日弁連編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』法律文化社、2010.

< 成績評価の方法 >

学期末に実施する持ち帰り筆記試験（レポート試験）の評価により行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	実務外国法		単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業の目的は、インターネット上で公開される実務的教材・資料（判例をもとにした問題群）を素材にソクラテス・メソッドによって対話・討論を行っていくことを通じて、実務アメリカ法の基本的枠組みを理解しつつ、法曹実務において必要となるアメリカ法の知識、思考方法、法技術を修得していくことにある。これによって実務アメリカ法について基本的知見をもった国際的な法曹人となるための基礎を築くとともに、渉外法務の主流である英米法系の諸外国との間に生じる複雑な国際法務の問題にも対応できる基礎的能力を養成する。

<達成度>

判例法主義をとることからくるアメリカ契約法判例の分析枠組みを中心とする、アメリカ契約法の基本的な制度構造を理解し、日本法のアプローチの仕方との相違が十分説明できるようになること。

<授業内容・方法>

アメリカ契約法の判例教材を用いて、ケースメソッドによる授業を行う。学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（英文）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では教員と学生との対話・問答を基本としながら、アメリカ契約法の基本的な枠組みの理解を深めていく。受講者それぞれが法律英語の理解を深めることができるように、講義と演習の中間的な形態をとることにより、受講者のニーズに応じた工夫をする予定である。

受講者は、予め用意された事案（日本法の判例・学説の思考枠組みでは理解できない特徴的な争点を含んだ事案）の問題点を整理し、その解決手段について各自意見を準備したうえで授業に臨むことが要求される。授業は、任意に指名された学生による報告とこれに対する質疑応答・討論によって進められ、これによって新たに生起する日米間の法務摩擦に対処するための問題解決能力が養成される。さらに、この授業では、表面的な日米比較法ではなく、最先端のアメリカ法理論（法社会学・法と経済学等）に依拠した理論的なアプローチによって、日米両国間の法制度の相違を説明する手法を学ぶことが期待されている。

各回におけるテーマは以下の通りである。

アメリカ契約法

- 1 イントロダクションーアメリカ法における「契約」の意義：判例の読み方
- 2 救済法の原則
- 3 履行利益・信頼利益・原状回復利益
- 4 約因と約束的禁反言 (1)
- 5 約因と約束的禁反言 (2)
- 6 申込と承諾
- 7 書式の抵触・捺印契約・詐欺防止法
- 8 Parol Evidence Rule と契約の解釈
- 9 契約の解釈（続）と錯誤
- 10 強迫・不当威圧
- 11 不実表示・非良心性
- 12 リスクの負担
- 13 契約の履行・不履行 (1)
- 14 契約の履行・不履行 (2)
- 15 契約法理論の進展

<教科書・教材>

- ・インターネット教材（ケースブック） <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>
- ・樋口範雄『アメリカ契約法』（第2版 弘文堂 2008）。

参考書については、

- ・浅香吉幹『現代アメリカの司法』その他、授業の中で紹介する。

<成績評価の方法>

各回の対話・討論の内容（10％）および期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（90％）によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績100点の範囲の中で、5～20点の加点を行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

将来、国際法務の道に進むつもりであるなら、さらに「国際私法」の講義を受講することが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	ヨーロッパ法（EU法）		単位	2	担当教員	中村 民雄
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

<概要・目的>

EUの機構、基本原則、主要な実体法について解説する。EUと構成国の法制度が複合して、全体として多層的で重層的なEU法秩序をなすという視点からEU法を講義する。EUという独特の国際組織の存在意義、その法のもつ性質と特徴、EU法と各加盟国の法との関係、EU法が各加盟国社会にもたらす変化、これらを理解できるようになるのが授業の目標である。

<達成度>

政府間組織（国際組織）よりも国家に近い統治権力をもつEUの法と制度の特徴と限界を、国際機関や国家との対比で明快に語れるようになる。EUがヨーロッパ諸国・諸国民に与える影響を具体的に語れるようになる。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

第8回までEUの組織法、第9回以降はEUの主要政策分野の実体法を講義する。

2. 教育方法

教材およびEU法基本判例集に掲載した判例の討論を交えながら、双方向の授業を試みる。
なお第9回の前半は、第8回までの確認テストをする。この確認テストは平常点の一部となる。

3. 予定

- 第1回 EUの沿革と統治体制の変化（1）1980年代まで
- 第2回 EUの沿革と統治体制の変化（2）1990年代以降
- 第3回 EUの主要機関
- 第4回 EUの立法および政策の形成過程
- 第5回 EUの法および政策の実施過程
- 第6回 EUの司法制度
- 第7回 EU法の基本原則
- 第8回 EU法と各国法の関係
- 第9回 中間確認。 域内市場の法的形成（1）：商品の自由移動
- 第10回 域内市場の法的形成（2）：承前
- 第11回 市民社会の法的形成（1）：人の自由移動・基本権保障
- 第12回 市民社会の法的形成（2）：承前
- 第13回 対外関係の法的形成（1）：対外権限、通商政策
- 第14回 対外関係の法的形成（2）：共通外交・安全保障政策
- 第15回 ユーロ危機と法的対応

<教科書・教材>

- 中村民雄編『EU法講義・教材』（2013）
- 中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集（第2版）』（日本評論社、2010）
- 『ベーシック条約集（最新版）』（東信堂）

<成績評価の方法>

期末試験 80%、平常点 20% とする。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

2007年度以前に「実務外国法 II」の単位を修得した者は履修できない。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

不法行為法・商事法・経済法・知的財産法に関するアメリカ合衆国最高裁判所の代表的な判例をとりあげ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の現代アメリカ法の動態を学ぶことで、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。

<達成度>

現代アメリカ法の基本的特徴を示す、多元性（連邦法・州法の関係）、陪審制、懲罰的損害賠償（punitive damages）、クラスアクション（class action）等の制度について、主要判例の争点と理由づけを十分理解すること、及び、日米比較法の観点から現代アメリカ司法制度が社会の中で果たしている役割について説明できるようになること。

<授業内容・方法>

この授業は、すべて日本語の教材を用いて、講義形式で行う。

各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例を解説し、その判例が、アメリカ法体系の中で持つ意義を考えるとともに、その法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているか探求していく。予習復習の便宜のために、インターネット上でケースブック形式の教材を使用する。

各回のテーマは次の通りである。

- 1 州裁判所管轄の限界 Long Arm Statute : Asahi Metal 判決 (1987)
- 2 懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) : Honda Motor 判決 (1994)
- 3 現代的不法行為 タバコ訴訟 : Philip Morris 判決 (2007)
- 4 Trial 構造 (1) Evidence/Expert Witness
- 5 Trial 構造 (2) 憲法第7修正 : 民事陪審制度
- 6 不法行為法改革の動き
- 7 不法行為法の構造
- 8 準拠法選択問題 Choice of law
- 9 十分な信頼と信用 Full Faith and Credit
- 10 救済法 Injunction : e-Bay 判決 (2006)
- 11 情報不法行為 : Bartnicki 判決 (2001)
- 12 証券規制クラスアクション
- 13 経済法 3倍賠償 (Treble Damages)
- 14 特許権 : MedImmune 判決 (2007)
- 15 著作権 : Grokster 判決 (2005)

<教科書・教材>

- ・ インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<参考文献>

- ・ 浅香吉幹『現代アメリカの司法』
- ・ 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』
- ・ その他参考文献は、インターネット教材および授業の中で紹介する。

<成績評価>

各回の質疑応答・討論の内容（10%）および期末に行われる筆記試験の成績（90%）によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	法と経済学		単位	2	担当教員	森田 果
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

<達成度>

さまざまな解釈論・立法論において経済分析を理解し、自らもある程度応用できるようになる。

<授業内容・方法>

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：
 第1回：法と経済学入門、第2回：刑法の経済分析1、第3回：刑法の経済分析2、第4回：不法行為の経済分析1、第5回：不法行為の経済分析2、第6回：所有権法の経済分析、第7回：契約法の経済分析1、第8回：契約法の経済分析2、第9回：家族法の経済分析1、第10回：家族法の経済分析2、第11回：会社法の経済分析1、第12回：会社法の経済分析2、第13回：会社法の経済分析3、第14回：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）、第15回：take home exam

<参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）
 三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』（1998、東大出版会）
 レビット＝ダブナー『ヤバイ経済学』（増補改訂版、2007、東洋経済新報社）
 その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

<成績評価の方法>

期末試験（take home exam・80％）、及び、授業への貢献度（20％）による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	外国法文献研究（英米法）		単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

<達成度>

博士後期課程後継者養成コースに進学し、法律実務と研究活動を続ける上で前提となる、法律英語文献読解力及び日本語による論文作成力を身につけること。

<授業内容・方法>

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのテュートリアル (tutorial) 方式で行う。

1. ガイダンス
2. 担当文献の解説・選択
3. テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4. 〃
5. 〃
6. 〃
7. 〃
8. 〃
9. 〃
10. 〃
11. 〃
12. 〃
13. ゼミレポート作成指導・添削
14. 〃
15. ゼミレポートの提出および講評

<教科書・教材>

ガイダンスの時にプリント教材を配布する。

<成績評価の方法>

最終ゼミレポートにより評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リーガル・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

研究大学院修士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	外国法文献研究（ドイツ法）		単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 時間	

< 目的 >

本演習は、ドイツ法における事案解決の方法論を取り扱う。とりわけ、事案分析と起案にかかわる法的審査技術に着目する。ここでいう法的審査技術とは、法的紛争を解決するための固有の方法論的アプローチであり、具体的な事案に総合的な検討を加えるための思考過程の類型化である。この技術はドイツにおいて、法的事案の分析と解決のための方法を学ぶうえで大きな役割を果たしている。事案解決のための技術と方法を学ぶことにより、参加者は事案解決を起案するための論理的な組立て方を習得し、個々の事案の本質的な問題を明確に見極められるようになるだろう。

< 達成度 >

この演習の目標は、受講者が事案解決の技術と方法の基礎を身につけることである。法律学方法論は、それ自体を目的とするのではなく、事案解決のために具体的に用いられるものである。参加者は、この意味での法律学方法論を、日本法を扱ううえで応用できるようになることを期待される。

< 授業内容・方法 >

法的審査技術事案解決にかんするドイツの入門書を講読する。参加者は、テキストの内容を日本語に翻訳し、的確に理解することを要求される。さらに、演習の事例問題について、テキストの解答例を参考に、自らの解答案を起案する

< 教科書・教材 >

ドイツ法の演習用教材は、担当者が準備し、受講者に配布する。

取り扱う教材は次のものを予定している。

Olzen, Drik; Wank, Rolf: *Zivilrechtliche Klausurenlehre mit Fallrepetitorium*, 5. überarbeitete Aufl. Köln, München: Carl Heymanns Verl. 2007.

Valerius, Brian: *Einführung in den Gutachtenstil: 15 Klausuren zum Bürgerlichen Recht, Strafrecht und Öffentlichen Recht*, dritte, überarbeitete und aktualisierte Aufl. Würzburg: Springer, 2009.

Merten/ Niederle: *Standardfälle Zivilrecht für Anfänger*, 5. Aufl. Altenberge: Niederle Media, 2008.

< 成績評価の方法 >

- ・平常点として、受講者の翻訳、解答案、討議の各成果と能力について総合的に評価する。(50%)
- ・期末課題として、授業で取りあげた事案のうち任意のものについて審査結果を起案し、レポートとして提出するものとする (50%)。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

ドイツ法のテキストと事例問題を扱うので、ドイツ語の基礎知識を受講の前提とする。

日本語の参考文献として、次のものを参照せよ。

樺島博志、トマス・シェーファー「法的思考と審査技術」法学 74 巻 6 号 (2011) 39-71 頁。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	外国法文献研究（フランス法）		単位	2	担当教員	高 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業は、フランスに関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とする。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的である。

<達成度>

フランス語の文献を正確に訳すことができ、さらにその内容について理解し検討することができる。

<授業内容・方法>

受講者が、毎回、教材の指定された部分を翻訳し、他の受講者・担当教員と質疑を行う形で進める。

<教科書・教材>

Alain SUPLOT, L'esprit de Philadelphie-la justice sociale face au marché total, Seuil, 2010

Pierre ROSANVALLON, Refaire société, Seuil, 2011

などを予定している。

<成績評価の方法>

平常点による。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	信濃 孝一 中島 朋宏
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

< 達成度 >

複数の見解が成立する複雑な具体的紛争について、当該見解の基本的な法律解釈や要件事実の基礎的な理解を超えて、各見解の相異のよって来る所以と各見解による帰結を説明できる。当該紛争の適切妥当な解決のためには、どのような考え方、方策（民事保全、民事執行等の付随的手続を含めて）をとるべきかを提示できる。これらを主体的な訴訟活動の観点に立脚して指摘できる。また、具体的設例において、攻撃防御方法や事実認定の構造について考察し、争点整理やそれを前提とした争点に係る事実認定（証拠評価）につき、自らの考えを説明することができる。

< 授業内容・方法 >

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方、和解案等のほか、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討したりする。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

このほか、実務における争点整理等の実際を体験できる教材を利用した演習も予定している。

なお、初回に、教員2名によるイントロダクションを実施する以外は、2名の教員が前半7回と後半7回とを分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

< 教科書・教材 >

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。平常の評価と夏期休暇中のレポートの評価とは、同等に取り扱う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

なお、受講希望者が10名を超える場合には、履修制限を行うことがある。この場合、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学生については入学試験の成績）を参考として演習への適性の有無を判断することとし、適性が同程度と見込まれる者については、教員の手元において抽選で選考する。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次	L 2、L 3	開講学期	後期	週間授業回数	毎週 1 回		

< 目的 >

1. 不法行為法の中の交通事故損害賠償実務をテーマとした演習です。
2. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償の依頼を受けて事件処理することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律的にも民法の知識だけではなく、自動車損害賠償保障法、道路交通法、商法（保険代位）、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係してきており、それらを総合する形で「交通事故損害賠償法」といった1つの専門分野が形成されている状況です。
3. 演習の中では重要な判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、得られた知識を法律文書に表現する訓練として訴状、答弁書の法的文書の起案を行ってまいります。判例を取り上げる際には、関連する民事訴訟法の論点についても意識的に検討対象に加えます。また不法行為の一分野ですので、不法行為法の基本的な理論を絶えず確認しながら発展的な思考へと進んでいきます。そうした上での法的文書の作成によって真の理解ができているのか自ら確認することができることとなります。

< 達成度 >

この演習を通じて、交通事故損害賠償についての実務に必要な基礎知識と法的文書作成の基本が習得できることを目標にします。

< 講義の進め方 >

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてまいります。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な書式類や算定基準、平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます。訴状、答弁書を即日起案してまいります。起案日に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

< 授業内容 >

1. 交通事故損害賠償の基礎（総論）
2. 積極損害の問題点
3. 消極損害総論
4. 後遺障害逸失利益の問題点（1）
5. 後遺障害逸失利益の問題点（2）
6. 慰謝料の算定
7. 物的損害の問題点
8. 過失相殺の問題点
9. 素因減額の問題点
10. 交通事故紛争の解決手段
11. 損害賠償請求訴訟の提起
12. 訴状の作成（即日起案・講評）

- 1 3. 答弁書の作成と当事者双方の立証活動
- 1 4. 答弁書の作成（即日起案・講評）
- 1 5. 期末試験

<教科書>

特に指定しません。講義では予めTKCにレジюмеと検討してもらった判例を掲載します。

<参考書>

特に指定ませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。またTKCに掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

<成績評価の方法>

期末試験（パソコン以外持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなります。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	石井 彦壽
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

<目的>

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び問題解決能力を養うことを目的とする。

<達成度>

複雑な事実関係の紛争について、実体法、手続法を総合的に考慮して問題点を把握するとともに、その解決に必要な事実を抽出し、様々な解決の可能性を考えたいえで、原告、被告双方の立場から議論することができる能力を身につける。

<授業内容・方法>

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題も扱う。但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。

予め判例・学説の調査をし問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

<教科書・教材>

教材は、TKC等により、適宜配布する。

<成績評価の方法>

授業における取り組み姿勢、議論の内容（20%）のほか、期末におけるレポート試験の結果（80%）によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

かなり高度な内容を扱うので、民法、民事訴訟法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	環境法		単位	2	担当教員	北村 喜宣
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	学期前半に 2 回	

< 目的 >

環境法の環境私法的側面、および、環境法の理念・原則、環境法政策の手法については環境法Ⅱに委ね、本講義では、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。対象とするのは、司法試験用論文に収録されているいわゆる 10 法である。単純に 10 法を解説するのではなく、環境法の基本的考え方や手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力の育成を目指す。

< 達成度 >

- ①前半部分で講じられる環境法総論の議論を踏まえて、後半部分で講じられる個別環境法の仕組みを整理することができるようになること。
- ②環境法政策の観点から重要と思われる改正について、「従来の仕組み、運用上の問題点、改正法の内容」という三点セットで理解ができるようになること。
- ③基本法以外の 8 法について、規制の流れを大雑把でいいから他人に口頭で言えるようになっていくこと。
- ④設例問題をみたときに、どこにどのような論点が伏在しているのかを見抜ける力がついていくこと。

< 授業内容・方法 >

1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。

2. 授業予定

14 回の講義予定は、以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつかに絞って、深掘りをした議論をする。

- (1) イントロダクション（環境法の全体像と環境法の学び方） (2) 環境法の基本的考え方 (3) 環境法の仕組み (4) 環境基本法＋循環基本法 (5) 環境影響評価法 (6) 水質汚濁防止法 (7) 大気汚染防止法 (8) 土壌汚染対策法 (9) 廃棄物処理法（その 1） (10) 廃棄物処理法（その 2） (11) 廃棄物処理法（その 3） (12) 容器包装リサイクル法 (13) 自然公園法 (14) 地球温暖化対策法

< 教科書・教材 >

1. 授業レジュメ（電子データで配布する）
2. 北村喜宣『環境法〔第 2 版〕』（弘文堂、2013 年）
3. 淡路剛久ほか（編）『五訂ベーシック環境六法』（第一法規、2012 年）（頻繁に法令集を参照するので、この資料は必携である）

< 成績評価の方法 >

1. 期末試験 60 %、平常点 40 %（課題対応 20 %、授業への参加 20 %）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

< その他 >

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、前期の前半で終了する。火曜日 4～5 限を 7 回実施する。
3. 課題は、授業中間段階での take home exam とする。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	環境法		単位	2	担当教員	大塚 直
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

< 目的 >

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

< 達成度 >

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事実と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

< 授業内容・方法 >

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との関連について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第3版）（有斐閣，2010）を通読の上、参加すること。

- 第 1 回 環境法の理念・原則（1）
- 第 2 回 環境法の理念・原則（2）
- 第 3 回 環境政策の手法
- 第 4 回 環境訴訟全般
- 第 5 回 民事訴訟と行政訴訟（1）
- 第 6 回 民事訴訟と行政訴訟（2）
- 第 7 回 民事訴訟と行政訴訟（3）
- 第 8 回 民事賠償訴訟（1）—過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第 9 回 民事賠償訴訟（2）—因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第 10 回 民事差止訴訟（1）
- 第 11 回 民事差止訴訟（2）
- 第 12 回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟
- 第 13 回 土壤汚染訴訟、廃棄物訴訟（1）
- 第 14 回 廃棄物訴訟（2）
- 第 15 回 廃棄物訴訟（3）その他

< 教科書・教材 >

【教科書】

大塚直「環境法 Basic」（有斐閣・2013）

環境法判例百選

（以下、参考文献、参考書）

大塚直「環境法（第3版）」（有斐閣・2010）

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室 283 号以下（2004 年 4 月号～）

大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック（第2版）（有斐閣・2009）

北村喜宣・環境法（弘文堂・2011）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社，2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社，2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社，2007）など

環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

< 成績評価の方法 >

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %）。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	租税法基礎		単位	2	担当教員	澁谷 雅弘
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業の目的は、租税法総論および所得税の基本的仕組みを理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

<達成度>

1. 所得税の基礎を理解し、その実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
2. 租税法総論の基本的部分である、租税法の基本原則および租税手続法の基礎を理解する。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、第3版、2011）を用いる。

各回のテーマは、次の通りである。

1. イントロダクション
§ 121.02, 1-7頁。判百185頁。
2. 租税法の基礎理論
§ 140.02, § 111.01, 最判平成23年9月30日判百3番
3. 租税の賦課・徴収手続
7-11頁。判百161, 229, 234頁。
4. 租税法の解釈と適用1
§ 161.01, § 161.02, § 162.01, § 163.01, 最判平成23年2月18日判百24番
5. 租税法の解釈と適用2
§ 163.02, § 164.01, § 164.02, § 166.01.
6. 所得税の基礎1
§ 211.01, § 211.02, § 211.05, § 212.02.
7. 所得税の基礎2
§ 213.01, § 213.02, § 214.01.
8. 所得分類1
§ 221.02, § 221.03, § 222.01.
9. 所得分類2
§ 222.02, § 222.04, § 222.05.
10. 所得分類3
§ 223.01, § 223.02, § 223.03, § 223.04.
11. 所得分類4
§ 223.05, § 224.01, § 224.02.
12. 所得の計算と年度帰属1
§ 231.01, § 231.02, § 231.03, § 232.01
13. 所得の計算と年度帰属2
§ 232.03, § 233.01, § 234.04.
14. 所得税額の計算
§ 241.01, § 242.01, § 242.02.
15. 試験

<教科書・教材>

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）、佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）等を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。その他、演習書として、やや難易度が高いが、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）がある。判例や実務的な問題の学習のためには、『最新租税判例60』（税研148号）、『法人税精選重要判例詳解』（税務経理協会）を勧める（どちらも図書室にあり）。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

<成績評価の方法>

成績評価は、筆記試験80%、主観的平常点10%、出席点10%の割合で行う。

主観的平常点の評価においては、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	実務租税法		単位	2	担当教員	瀧本 文浩
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

< 目的 >

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

< 達成度 >

法人税法に関連する典型的な事案について、問題の所在を把握し、裁判例を踏まえた上で、事案解決のための規範を定立し、事案をあてはめて結論を提示することができる。

< 授業内容・方法 >

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、以下の範囲について、事前に指定する教科書の該当部分及び裁判例を予習してから授業に臨むこと。

1. イントロダクション、法人税総説
法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。
2. 法人税の納税義務者
法人税の納税義務者について検討する。
3. 法人所得の意義と計算（総説）、益金（1）
法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。
4. 益金（2）
具体的な益金の意義について検討を加える。
5. 損金（1）
損金の認識基準について検討を加える。
6. 損金（2）
7. 損金（3）
8. 損金（4）
9. 損金（5）
10. 損金（6）
損金（2）から損金（6）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。
11. グループ法人税制、組織再編税制（1）
グループ法人税制について検討を加える。また、法人の合併及び会社分割に関する課税について検討を加える。
12. 組織再編税制（2）
法人の株式交換、株式移転に関する課税について検討を加える。タックス・プランニングについても紹介する予定である。
13. 同族会社の特例
同族会社に関する課税の特例について検討を加える。
14. 法人事業税
法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。
15. 試験

<教科書・教材>

授業では、法人税法が掲載された六法を使用する。

教科書として、金子宏『租税法』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）を勧める。

<成績評価の方法>

成績評価は、筆記試験 70 %、平常点 30 %の割合で行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

「租税法基礎」をすでに履修していることを本科目履修登録の条件とする。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	金融法		単位	2	担当教員	本多 正樹
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

< 目的 >

この授業では、金融（制度）に関する法的枠組みの全体像を理解するとともに、通常の民商法の講義ではカバーされない金融取引法についての基本的な知識を得ることを目的とする。

< 達成度 >

金融規制・監督に関する制度の基本的な構造と背景となっている考え方を理解する。資金の運用・調達や資金決済に関する金融取引につき、法的論点の所在を提示できる。これらを通じ、金融に関する問題に接した場合の問題解決の手がかりを掴めるようになることを目指す。

< 授業内容・方法 >

基本的に講義形式によるが、担当教員から受講者に対し質問が投げかけられることはありうる。受講者は、あらかじめレジュメに目を通し、場合によっては指定された参考文献の該当部分をや資料を読んだうえで、授業に参加することが望ましい。

内容としては以下を予定している。ただし、受講者の関心や授業の進行状況によって、順序、内容に変更がありうる。

1. 金融と金融法
2. 金融機関と金融制度
3. 金融規制とプルーデンス政策
 - (1) 金融規制の目的等
 - (2) 自金融機関の参入規制・業務範囲規制、金融機関のグループ化
 - (3) 自己資本比率規制等
4. 各種の支払方法と決済システム
 - (1) 預金取引と資金決済
 - (2) 各種の支払方法（クレジット、電子マネー等）
 - (3) 決済システム・為替概念
5. 資金の運用・調達に関する諸問題
 - (1) 貸出等
 - (2) 証券売買取引とレポ取引
 - (3) 証券化、デリバティブ取引等

< 教科書・教材 >

授業ではレジュメを配布する予定。

参考書： 天谷知子『金融機能と金融規制』（金融財政事情研究会）

大垣尚司『金融と法』（有斐閣）

小塚荘一郎・森田果『支払決済法』（商事法務）

川口恭弘『現代の金融機関と法』第3版（中央経済社）ほか、適宜、紹介する。

< 成績評価の方法 >

レポート（概ね80%）および平常点（授業における発言等、概ね20%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

< その他 >

担当教員の略歴 日本銀行、京都大学法学研究科（実務家教員）を経て東京国際大学
平成26年度は開講しない（隔年開講科目）。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	経済法		単位	2	担当教員	滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

< 目 的 >

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

< 達成度 >

弊害要件総論を中心に独占禁止法の基本的思考方法を身につけて、各法定違反類型で応用できるようにする。

不当な取引制限、不公正な取引方法、私的独占という3種類の法定違反類型の基本を理解し、各事案に当てはめられるようにする。

< 授業内容・方法 >

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎的部分を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

(1) 弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 正当化理由

(2) 各違反類型

- ① 不当な取引制限
- ② 不公正な取引方法
- ③ 私的独占

< 教科書 >

白石忠志『独禁法講義 (第6版)』(有斐閣)

< 教 材 >

配布資料

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第3版）』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法（第3版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法（第3版）』（有斐閣）

白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	経済法		単位	2	担当教員	滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

< 達成度 >

応用的違反類型も含めて、独禁法の法定違反類型の基本構造を理解し、具体的事案で当てはめを行えるようにする。

エンフォースメントの問題も視野に入れて競争問題に対応できる力を身につける。

< 授業内容・方法 >

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、事例研究を行う。問題となる具体的実務的論点について、現実にとのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。これによって、独禁法全体の基本構造を習得し、かつ応用問題にも対応する力を習得することを目的とする。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

(1) 独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 適用除外
- ⑤ 応用的諸問題

(2) 独禁法のエンフォースメント

- ① 公取委による事件処理
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

< 教科書 >

白石忠志『独禁法講義（第6版）』

< 教材 >

配布資料

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第3版）』（有斐閣）
金井・川濱・泉水編『独占禁止法（第3版）』（弘文堂）
根岸編『注釈独占禁止法（第3版）』（有斐閣）
白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

<成績評価の方法>

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	企業法務演習		単位	2	担当教員	関根 攻
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 回	

< 目 的 >

企業が解決を迫られる様々な問題に対して、自ら問題解決に必要な資料を収集し、法律的知識を応用して問題を分析して法的検討を加え、実務的な問題解決策を導く能力を高めることを目標とする。

< 達成度 >

企業が直面する諸問題の中から、今日の事例をいくつか取りあげ、これについて①法的問題を把握する能力、②その解決に役立つ関連資料を自ら収集して、これを分析する能力、③その結果を④の問題にあてはめて、自己の結論を導く能力、及び⑤これを他者に発表し、説得する能力を習熟すること。

< 授業内容・方法 >

授業内容は下記を予定する（授業の進捗状況に応じて下記内容を調整することもありうる）。

- ① 4月15日(13:00～14:30) 問題設例集を配布し、授業の進め方の打ち合わせ
4月15日(14:40～16:10) 休講（問題設例集に記載の課題への取り組み、資料収集及びレジュメ作成のための準備）
- ② 5月20日(13:00～14:30) 設例1（ジョイント・ベンチャー）についての発表と討議その1（日本GEグループの法務部の方と共同して行う。）
- ③ 5月20日(14:40～16:10) 同上その2
- ④ 6月3日(13:00～14:30) 設例2（情報セキュリティ）についての発表と討議その1
- ⑤ 6月3日(14:40～16:10) 同上その2
- ⑥ 6月17日(13:00～14:30) 設例3（従業員持株会）についての発表と討議その1
- ⑦ 6月17日(14:40～16:10) 同上その2
- ⑧ 7月8日(13:00～14:30) 設例4（海外事業展開におけるコンプライアンス）についての発表と討議その1（日本GEグループの法務部の方と共同して行う。）
- ⑨ 7月8日(14:40～16:10) 同上その2
- ⑩ 7月22日(13:00～14:30) 設例5（電力供給事業会社の破綻が将来の電気料金債権の譲渡に与える影響）についての発表と討議その1
- ⑪ 7月22日(14:40～16:10) 同上その2
- ⑫ 8月9日(13:00～14:30) 設例6（買収防衛策と公開買付け）についての発表と討議その1
- ⑬ 8月9日(14:40～16:10) 同上その2
- ⑭ 8月9日(16:20～17:50) 補講として日本GEグループの法務部の方に企業法務部の実際について話を聞く機会を設ける。

授業の方法は下記のとおり。

1. 全体をいくつかのグループに分け問題設例集に記載の課題（設問）を担当し、その結果を2回に亘って発表する。
2. 担当グループは、発表日の3日前（金曜日）の午後3時までにレジュメを作成し、これをmailにより全員に配布する。私、及び日本GEグループの山田千尋弁護士にもmailすること。担当グループ以外の参加者は、授業前にレジュメを予め読んでおく。
3. 授業では、担当グループが設問についてレジュメをもとに発表し、担当グループ以外の参加者は発表を踏まえ、設問について議論する。教員もこれに参加し、また関連問題を提起することがある。

<教科書・教材>

講義に先立ち問題設例集を配布する。

参考書は、極く基本的なものを問題設例集及び授業中に適宜指示する。

なお、参加者は設問に直結する個々の参考資料等を自ら探索することが課題の一つと考え、これを自覚して資料収集に努めるものとする。

<成績評価の方法>

授業におけるレジュメ内容とその発表、提出資料及び討論への参加状況（50%程度）および期末に課す筆記試験またはレポートの内容（50%程度）を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

民法および会社法の知識を前提とする。また、特に金融商品取引法、破産法等について最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。

なお、授業に関連して、適宜 e-mail で質問することを歓迎する

科目群	展開・先端科目					
授業科目	企業法務演習		単位	2	担当教員	丸茂 彰
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回	

< 目的 >

M&Aを中心に、M&Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M&Aを理解するために必要なファイナンス理論やM&Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM&Aを分析する能力を身につけることもめざす。

< 達成度 >

M&Aの実務の流れを把握し、各段階で留意すべき法的問題点を把握するとともに、契約書等の作成に際しても、その目的を把握しつつ法的問題点を見出し、当事者視点での解決策を提示し、相手方と交渉することができる。

< 授業内容・方法 >

原則として、担当教員からM&Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法（M&A）分野の取引事例を中心に取り上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM&Aを理解するために必要なM&A法務の他、ファイナンス理論、M&Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジюмеを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM&Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

< 教科書・教材 >

適宜、追って指定する。

< 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容（おおよそ 50%）および討論への参加状況（おおよそ 50%）を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の 1 つとなる。

< その他 >

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

企業法務演習 I とは違うテーマを採り上げるので、I・II を重複履修してもかまわない。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	商取引法演習		単位	2	担当教員	清水 真希子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

商取引法とは、企業が行う取引の私法的側面を検討する学問分野である。企業が行う取引はきわめて多様であるので、商取引法の対象も広範にわたるが、今年度の商取引法演習では、国際取引法、なかでもその主要なテーマである「国際売買」、「国際運送」、「国際的決済」に焦点をあてて検討することにした。（なお、主として実質法的部分が対象であり、抵触法的部分、国際民事手続法的部分については取り上げない。）

<達成度>

本演習を通じて、国際取引法に関して一定の知識を培うとともに、なじみのない問題についても、受講者間の議論によって私法上の問題点を分析・考察する能力を向上させる。

<授業内容と方法>

本演習では、初学者を対象に、講義形式と演習形式を組み合わせた授業を行う。具体的には、以下の内容について、ブロックごとに、2回ないし3回の講義を行った上で1回ないし2回の演習を行う。演習では、設問を設定して受講者間で議論してもらい、議論を前提に短いレポートを書いてもらう。

- I. 国際売買：国際的な売買に適用される法規範や、特有の契約条件について
- II. 国際運送：国際的な運送に関する条約の規律と、その条約をめぐる問題点について
- III. 国際的決済：国際的な決済の仕組み（荷為替手形、荷為替信用状等）について

<教科書・教材>

開講時に指示する。受講するかを検討するに当たっては、さしあたり、高桑昭『国際商取引法』（第3版、有斐閣）等の国際取引法の教科書を参照のこと。

<成績評価の方法>

レポート（60％）および平常点（40％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

受講を希望する者は初回授業に必ず出席すること。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事執行・保全法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

この授業では、実務民事法で得た民事裁判に関する知識を、具体的な私権の実行場面である民事執行及び民事保全の法領域で生かすため、必要な知識及び判例を授業において修得することを目的とする。

< 達成度 >

民事執行法・民事保全法の手続過程において生じる基本的な法解釈論上・裁判実務上の問題点について、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示する能力を養成する。すなわち、法解釈論上、基本的問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・摘示して、自分の結論を基礎づける能力を養成する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容・方法

本授業で対象とする法領域は、民事執行法・規則、民事保全法・規則である。授業では、学生が予習してきた基礎的な知識のチェックし、かつ、その理論的展開を授業する。

2. 予定

- 第 1 回：オリエンテーション
- 第 2 回：民事執行概説
- 第 3 回：執行機関、執行抗告・執行異議
- 第 4 回：強制執行の要件、債務名義
- 第 5 回：請求異議訴訟
- 第 6 回：執行文の付与、執行文関係異議・訴訟
- 第 7 回：執行対象・第三者異議訴訟、執行手続の進行
- 第 8 回：金銭執行－不動産執行
- 第 9 回：金銭執行－債権執行
- 第 10 回：非金銭執行
- 第 11 回：担保権実行①
- 第 12 回：担保権実行②
- 第 13 回：民事保全①
- 第 14 回：民事保全②
- 第 15 回：後期試験

< 教科書・教材 >

教科書としては、上原＝長谷部＝山本『民事執行・保全法』（最新版、有斐閣アルマ）、民事執行・保全法判例百選（有斐閣・最新版）を指定する。なお、中野貞一郎『民事執行法』（最新版・青林書院）を参考書として指定する。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、期末の試験を 90 %、主観的平常点を 10 % として、総合的に行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

< その他 >

オフィス・アワー等については、追って連絡する。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	倒産法		単位	2	担当教員	中島 弘雅
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	2回（隔週）	

<目的>

倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債権者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。倒産法全体の基本である破産法を理解することによって、倒産法全体に通ずる基礎を習得することを目的としている。また、後期の「応用倒産法」において、事例問題に取り組むためのいわば基礎体力を養うことも目的としている。

<達成度>

- ①破産法が定める手続の流れに習熟し、手続の過程で生じる論点について、問題の所在とそれをめぐる判例・学説の状況を理解し、これを踏まえて自らの結論を裏付けるための論理的な議論を展開することができる。
- ②倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法の学習への応用、「応用倒産法」における事例問題の検討への応用に備えた基礎を固めることができる。

<授業内容・方法>

授業は、講義を中心に進行し、適宜、受講生の理解を深めるため、担当者が配布する問題や事例について、質疑応答の時間を設ける。授業は、下記の進行予定に沿って進め、毎回レジュメを配布する。また、適宜、補充のための資料も配布する。

- 第 1 回 倒産処理制度の概要：倒産処理制度の全体像について概観する。
- 第 2 回 手続の開始：破産能力、破産手続開始申立て、各種保全処分、開始決定を扱う。
- 第 3 回 手続機関：破産裁判所、破産管財人、債権者集会、債権者委員会を扱う。
- 第 4 回 破産財団／財団債権：破産財団と破産債権、財団債権を扱う。
- 第 5 回 破産財団をめぐる契約関係（1）：破産手続開始後の法律行為、双方未履行双務契約を扱う。
- 第 6 回 破産財団をめぐる契約関係（2）：
貸借契約、請負契約、雇用契約、委任契約、リース契約を扱う。
- 第 7 回 取戻権：取戻権を扱う。
- 第 8 回 別除権：別除権を扱う。
- 第 9 回 相殺権：破産手続において相殺が可能な場合と相殺が禁止される場合について扱う。
- 第 10 回 否認権（1）：否認権を扱う。
- 第 11 回 否認権（2）：否認権の続きを扱う。
- 第 12 回 破産債権の届出・調査・確定／破産財団の管理：
破産債権の届出・調査・確定、破産財団管理のプロセスを扱う。
- 第 13 回 破産財団の換価／配当／手続の終結：
破産財団換価のプロセス、配当の種類とプロセス、手続の終結を扱う。
- 第 14 回 消費者の破産：消
費者破産の現状、消費者についての破産手続開始申立て、同時廃止、自由財産、免責と復権を扱う。
- 第 15 回 試験

<教科書・教材>

教科書については授業において説明するが、使用予定のものとして；

- ・中島弘雅『体系倒産法Ⅰ』（2007、中央経済社）
- ・中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』（2013、有斐閣）

以下は<参考文献>である。

- ・伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』（有斐閣、2009年）
- ・山本和彦＝中西正＝笠井正俊＝沖野眞巳＝水元宏典『倒産法概説〔第2版〕』（弘文堂、2010年）
- ・山本克己編著／佐藤鉄男＝長谷部由紀子＝畑瑞穂＝山本弘『破産法・民事再生法概論』（商事法務、2012年）

判例については、以下の書籍がある。

- ・青山善充＝伊藤眞＝松下淳一『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）
*なお、第5版の刊行予定がある。授業中に追って紹介する。
- ・瀬戸英雄＝山本和彦『倒産判例インデックス〔第2版〕』（商事法務、2010年）

<成績評価の方法>

期末試験70%および平常点30%により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

なし

科目群	展開・先端科目					
授業科目	応用倒産法		単位	2	担当教員	菱田 雄郷
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業では、受講者が破産法についての基礎的な知識を有していることを前提として、再建型手続の基本法であるところの民事再生法についての基礎的な理解を得るとともに、破産法および民事再生法の双方について、具体的な事案に対して適切な法的検討を加える能力を修得することを目的とする。

<達成度>

民事再生法が用意する様々な法的規律について、その趣旨、要件、効果を説明することができる。

具体的な事案を前提として、その中から破産法および民事再生法の適用上問題になる事実関係を的確に把握できる。

以上のように把握された事実関係に適用されるべき法理論を構築し、これを当該事実関係に適切に適用することによって結論を得ることができる。

<授業内容・方法>

受講者との対話・討論によって授業を進める。素材となるべき事案や判例は、事前にTKCにアップするので、受講者は、これらを事前に検討した上で授業に臨むことが求められる。

この授業で取り扱う項目としては、1. 破産原因、2. 債権の確定、3. 多数当事者関係、4. 財団債権、共益債権、5. 取戻権、6. 担保権の処遇、7. 双方未履行双務契約、8. 否認①、9. 否認②、10. 相殺、11. 手続機関の役割、12. 再生計画、13. 個人破産、14. 個人再生、15. 総括を予定している（が、順序や内容については変更があり得る）。

<教科書・教材>

- 教科書 手頃なサイズの教科書としては、山本和彦ほか『倒産法概説』（弘文堂）と山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務）があり、定評ある体系書としては、やや大部であるが、伊藤真『破産法・民事再生法』（有斐閣）がある。受講の際には、この3種のいずれかを用意するのが好ましい。ただし、授業科目「倒産法」で用いたものがあればそれを継続して用いて構わない。
- 判例集 伊藤真ほか編『倒産判例百選』（有斐閣）
- 参考書 松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣）、山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣）、山本和彦ほか編著『倒産法演習ノート』（弘文堂）、伊藤真『会社更生法』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末試験（90％）、授業の際の発言内容等の平常点（10％）によることを予定している。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回		

<目的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<達成度>

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論および制度論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。

<授業内容・方法・進度予定>

各回の授業内容は、以下を予定している。

・労働法総論

- 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」／2 労働法上の「使用者」／
- 3 労働法規・労働契約／4 就業規則（1）／5 就業規則（2）／6 労働協約

・雇用関係法

- 7 労働者の人権－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 雇用差別－労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用など
- 10 賃金／11 労働時間／12 休暇・休業／13 安全衛生・労働災害
- 14 人事－昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、休職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012年）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012年）、④水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとよい。

<成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

実務労働法 I に続くテーマにおいて、判例を含む現行労働法の基本的な解釈論および制度論について問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる問題についても論点を正確に把握し、説得的な論理展開によって自らの結論を導くことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨン、企業秩序・懲戒（1）／2 企業秩序・懲戒（2）／
 - 3 労働関係の終了1－解雇／4 労働関係の終了2－辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉／6 団体行動／7 不当労働行為／8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係－企業秘密、競業禁止など
 - 11 労働市場と法規制－人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- ・総合的考察
 - 12 労働条件の変更 / 13 企業組織再編と労働関係 / 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 教科書・教材 >

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012年）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012年）④水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくことよい。

< 成績評価の方法 >

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	社会保障法			単位	2	担当教員	高 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	週 1 回		

< 目 的 >

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

< 達成度 >

社会保障制度の仕組みを、根拠条文にあたりながら正確に把握することができる。社会保障制度をめぐる法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説にあたりながら解釈論を展開することができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容：本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2. 教育方法：制度の概要については講義でも解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料(主に、『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2008年)に掲載されている裁判例)を予習してきたことを前提に授業を進める。
制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2～4回 年金－公的年金制度の概要と法的問題、企業年金制度の概要

第5～7回 医療－公的医療制度の概要と法的問題

第8回 労働保険－労災保険・雇用保険の概要

第9～11回 社会福祉－社会福祉の概要(介護保険、障害者福祉、児童福祉など)と法的問題

第12～14回 生活保護－生活保護制度の概要と法的問題

第15回 試験

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

< 教科書・教材 >

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2008年)
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』(労働調査会出版局)

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第4版〕』(有斐閣、2009年)

西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』(有斐閣、2010年)

西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年)

岩村正彦『社会保障法I』(弘文堂、2001年)

< 成績評価の方法 >

期末試験(90%)及び平常点(10%)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

科目群	展開・先端科目					
授業科目	知的財産法		単位	2	担当教員	蘆立 順美 深沢 正志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要となる基礎的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<達成度>

特許法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

特許法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要となる事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序（数字は予定回）。

1. 特許法の概要（1）
2. 発明の概念（2）
3. 特許要件・不特許事由（3－4）
4. 権利取得手続（出願・審査・審判・審決取消訴訟）（5）
5. 特許権の侵害（6－8）
 - ①権利の効力、②文言侵害（クレームの解釈）、③均等論、④間接侵害
6. 侵害の抗弁（9－11）
 - ①権利の制限、②権利行使の制限、③先使用权、④権利の消尽・並行輸入
7. 特許権の帰属（12）
8. 権利侵害の効果（13）
9. 特許権の経済的利用にかかわる問題（14）

<教科書・教材>（詳しくは、事前にTKCに掲示をするので確認すること）

教科書：中山信弘『特許法（第2版）』（弘文堂2012）または、
高林龍『標準特許法（第4版）』（有斐閣2011）（いずれか1冊）
大淵哲也他著『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）

参考文献：中山信弘他編『特許法判例百選〔第4版〕』（有斐閣2012）

なお、最新の特許法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（80%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅱ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

授業開講前の事前準備、および各回の予習課題等については、TKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	知的財産法		単位	2	担当教員	蘆立 順美
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<達成度>

著作権法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

著作権法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序 (数字は予定回)

1. 著作権法の全体像 (1)
2. 著作物性
 - ①思想または感情の創作的表現 (1-2)、②文芸・学術・美術・音楽の範囲 (3)
3. 著作権侵害の要件
 - ①依拠性 (4)、②類似性 (4-5)、③法定上の利用行為 (5-7)
4. 著作権の制限 (8-9)
5. 著作者の認定・権利の帰属 (10-11)
 - ①著作者・共同著作者、②職務著作、③映画の著作物に関する特則
6. 著作者人格権侵害の要件 (12)
7. 侵害の効果 (13)
8. 侵害の主体・共同不法行為 (13-14)

<教材・教科書> (詳しくは、事前にTKCに掲示をするので、必ず確認すること)

教科書：中山信弘『著作権法』(有斐閣 2007)または、
島並良他著『著作権法入門』(有斐閣 2009) (いずれか1冊)
大淵哲也他著『知的財産法判例集 [補訂版]』(有斐閣 2010)

参考文献：高林龍『著作権法』(有斐閣 2011)
齊藤博他編『著作権判例百選 [第4版]』(有斐閣 2009)

なお、最新の著作権法の条文(抄録でないもの)を準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験(80%)、平常点(授業での発言の内容等)(20%)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

授業開講前の事前準備および各回の予習課題等についてはTKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	知的財産法発展		単位	2	担当教員	蘆立 順美
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、応用事例の解決に必要となる法的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<達成度>

特許法、著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

複数の論点が関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は指定された課題や文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教官と学生がインタラクティブに参加する形式で行う。学生は指定された課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点および関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである（なお、内容については変更の可能性がある）。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1) クレームの解釈 | 8) 著作物性 |
| 2) 特許権侵害の応用事例 1 | 9) 著作権侵害の応用事例 1 |
| 3) 特許権侵害の応用事例 2 | 10) 著作権侵害の応用事例 2 |
| 4) 特許権侵害の応用事例 3 | 11) 著作権侵害の応用事例 3 |
| 5) 審決取消訴訟と審判の関係 | 12) 著作者人格権侵害の応用事例 |
| 6) 権利の帰属・実施権に関わる問題 | 13) 著作権侵害幫助者等の責任 |
| 7) 中間試験 | 14) 権利の帰属に関わる問題 |
| | 15) 定期試験 |

<教材・教科書>

教科書については、前期の知的財産法Ⅰ・Ⅱで使用したもの。

各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。参考文献については授業において紹介する。なお、最新の特許法及び著作権法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（40％）、中間試験（40％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）を総合して評価するが、履修者の希望に応じて、試験の実施態様については変更の可能性がある。履修者の希望については、初回の授業開始前に確認し、変更の場合には、事前にTKCに掲示を行う。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済みであること（単位を取得済みであることは要件とはしない）。

予習課題等についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員	田子 忠雄
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

<目的>

本演習では、実際に生じた基本的な事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、事案に即した問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらおう。

<達成度>

- 事件記録教材を読み、そこに含まれる事実認定上の問題及び理論的な問題を把握することができる。
- 刑事手続上生ずる諸問題について、実務ではどのような観点からこれを解決しようとしているかを理解し、問題を適切に解決するとともに、その根拠を、法文書の形式を意識しながら、説得的に表現することができる。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 現住建造物等放火未遂事件
身柄拘束までの捜査

第2回

- 1 逮捕とその後の手続
- 2 送検までの捜査
- 3 事件受理後の検察官の手続
- 4 勾留請求書起案

第3回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求に対する裁判所の判断
- 3 勾留決定についての弁護人の対応
- 4 警察官と検察官の関係
- 5 勾留後の捜査
- 6 勾留延長請求

第4回

- 1 勾留延長についての裁判所、弁護人の対応
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 起訴便宜主義と処分
- 5 公訴事実起案

第5回

- 1 起訴状起案講評
- 2 証拠整理

- 3 認否
- 4 冒頭陳述書起案

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 証拠認否
- 3 公判手続①
- 4 322条1項書面取調べ請求書起案

第7回

- 1 公判手続②
- 2 322条1項書面起案講評
- 3 論告起案

第8回

- 1 論告起案講評
- 2 恐喝未遂事件
 - ① 初動捜査
 - ② 成立罪名の擬律

第9回

- 1 送致前の捜査
- 2 事件受理後の検察官の手続
- 3 勾留後の捜査
- 4 勾留延長請求書起案

第10回

- 1 勾留延長請求書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 処分（司法取引との関係）
- 4 起訴状起案

第11回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 証拠についての弁護人の意見書起案

第12回

- 1 前記意見書の起案講評
- 2 公判手続①
- 3 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続②

第14回

- 1 公判手続③
- 2 論告起案

第15回

- 1 論告又は弁論要旨起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

刑事実務の基礎を学ぶことを目的としているので、その発展的な演習である刑事実務演習Ⅲとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員	遠藤 伸子
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわるやや高度なレベルの事例演習問題（判例を素材とするものを中心とする）を題材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く能力を修得することを目的とする。さらに、起案や議論を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

<達成度>

やや高度なレベルの法解釈論上の問題を含む事案について、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる。

<授業内容・方法>

毎回、事例演習問題の担当者を割当てるので、担当者は、その事例演習問題について、事前に問題の所在、判例・学説の状況及び検討結果をまとめたレポートを作成・提出した上、授業においてその報告を行う。受講者は、その事例演習問題について、事前に事例演習問題に含まれる問題点を発見し、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、授業の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の当否を一般的・抽象的に検討することはしない。

<教科書・教材>

使用する事例演習問題は、その都度、事前に配布する。

<成績評価の方法>

期末試験（60%）、レポート、報告及び議論の参加状況を含む平常点（40%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員	田子 忠雄
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

本演習では、実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、事案に即した問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

<達成度>

- 事件記録教材を読み、そこに含まれる事実認定上の問題及び理論的な問題を把握することができる。
- 刑事手続上生ずる諸問題について、実務ではどのような観点からこれを解決しようとしているかを理解し、問題を適切に解決するとともに、その根拠を、法文書の形式を意識しながら、説得的に表現することができる。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 業務上横領事件
 - ① 捜査の端緒
 - ② 告訴に関する問題

第2回

- 1 警察の捜査
 - ① 人証、物証などの証拠の収集
 - ② 被疑者の取り調べ
- 2 被疑事実起案

第3回

- 1 被疑事実起案講評
- 2 警察と検察官の関係
- 3 検察官の捜査
- 4 送致事実①及び②の検討

第4回

- 1 送致事実③及び④の検討
- 2 起訴便宜主義と処分
- 3 公訴事実起案

第5回

- 1 公訴事実起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 冒頭陳述書起案

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 公判手続
- 3 弁論要旨起案

第7回

- 1 弁論要旨起案講評
- 2 傷害致死事件
 - ① 任意捜査について
 - ② 逮捕について
- 3 勾留請求書起案

第8回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求について裁判所の判断
- 3 勾留についての弁護人の対応
- 4 勾留後の捜査
- 5 勾留延長理由書起案

第9回

- 1 勾留延長理由書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 処分
- 5 起訴状起案

第10回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
 - ① 釈明
 - ② 認否
 - ③ 証拠申請
- 3 弁護人の意見起案

第11回

- 1 前記起案講評
- 2 公判手続①（書証取調べ及び証人尋問）

第12回

- 1 公判手続②（敵対証人の尋問）
- 2 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 伝聞証拠について
- 3 322条1項書面取調べ請求書起案

第14回

- 1 322条1項書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続③
- 3 論告又は弁論起案

第15回

- 1 論告又は弁論又は要旨起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

刑事実務の発展段階を学ぶことを目的としているので、その基礎的な演習である刑事実務演習Ⅰとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	少年法・刑事政策			単位	2	担当教員	廣瀬 健二
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数			

< 講義の目的・内容 >

少年犯罪は、現在でも全体の相当数を占め、犯罪対策上重要である。また、未成年者の規範逸脱行動の規制及びその育成は近代国家の大きな課題であり、その規制の中核となる法が少年法である。少年の非行も成人同様な犯罪被害を生み出すと共に、少年に対する方策には保護教育的な要素が不可欠である。それ故に、少年法は、犯罪対策のほかにも保護教育という本質的に相矛盾しかねない二つの要請を内包しており、これらの要請の調和をどの水準において図るかが、その性格・在り方を左右することになる。このような少年法を正確に理解し、適切に運用するには、刑法、刑事訴訟法等の刑事法に関する知識のみならず、人間関係諸科学等の基礎知識、教育等に対する理解、さらには少年の育成に対する情熱や素養も要求される。このように少年法には、法的知識のほか、法曹の基本的資質ともいえるべき、人間存在及びその発達等に関する理解と洞察、弱者を守り、育む情熱と素養、複合的な諸要請の総合的調整等の能力などが要求される。したがって、これらを学ぶことによって、法曹として必要かつ有益な能力の開発に資するところは非常に大きいと思われる。とりわけ今日、少年による凶悪事件等が注目を集め、平成12年、平成19年、平成20年と相次いで改正少年法が成立、施行され、被害者の審判傍聴も認められ、少年院法改正は法案化され、少年法の更なる改正も審議中であるなど、少年法に関する一般国民の関心も非常に高まっている。法律実務家としても、裁判官・検察官はもちろん、弁護士も、公的付添人や被疑者国選弁護の拡充に伴い、少年事件に関わる可能性は高まっている。少年法を正當に理解し有効・適切に運用することができる法曹を育成することは国家的急務である。

本講義では、まず前提となる刑事政策、刑罰制度等に触れたうえ、児童福祉法、更生保護法等の実質的な意義の少年法にも論及し、裁判例等実務運用の実情を踏まえるが、少年法の特別法としての性格から、前提となる刑事訴訟手続、刑法・刑事訴訟法の知識・理解が必要不可欠であるので、その実質的な復習をもさせながら、手続の流れに即して理解を深めさせていく。従って、刑事法が得意な学生はもちろん、苦手な学生でも真摯に学ぶ者は歓迎する。授業では、以下の項目・スケジュール順に関わらず関連する事項を総合的・重点的に取り上げて説明する。

< 達成度 >

犯罪の原因・対策についての基本的な問題点や考え方の基礎を修得する。

少年法の基本原則・基本理念、手続の概要（刑事訴訟手続との差異・相互関係）を理解し、少年事件に関わる法曹三者として、少年法の基本理念に即した適切な対応を考えることができる基礎を修得する。

講義スケジュール

1. 刑事政策の基礎—犯罪の実情、刑罰制度とその運用
2. 少年法の課題、少年の意義・年齢、少年法の意義
3. 少年犯罪の現状、少年法の歴史と基本理念、比較法制
4. 少年の責任能力、保護者、少年の付添人、少年事件の原則
5. 少年事件の手続、少年事件の捜査、
6. 事件の受理、身柄の保全（観護措置）
7. 虞犯・触法事件・福祉機関先議
8. 審判の対象—非行事実と要保護性
9. 調査および審判の運営
10. 非行事実の認定—証拠法則と証拠調べ
11. 要保護性の審理、保護処分と処遇の選択
12. 刑事処分の選択と少年に対する刑事手続
13. 不服申立手続・少年法改正問題等
14. 法改正を含む今後の展望

<指導方法>

講義を基本とした双方向授業とする。

<成績評価の方法>

定期試験（70％）及び平常点（30％）による。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<テキスト>

廣瀬健二『子どもの法律入門』（金剛出版）

<参考書>

田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法〔3訂版〕』（平成21年・有斐閣）

廣瀬健二編著『少年事件重要判決50選』（平成22年・立花書房）

廣瀬健二編著『裁判例コンメンタール少年法』（平成23年・立花書房）

<授業回数>

14回

科目群	展開・先端科目					
授業科目	国際法発展		単位	2	担当教員	植木 俊哉
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

1. 授業題目

国際法

2. 授業の目的と概要

国際法（国際公法）に関する専門知識を体系的に整理して理解し、これを具体的な紛争や事例に適用することを通じて、国際社会における国際法に関連する諸問題を適切に分析し対処する専門的能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

国際法の基本構造と基本概念を正確に理解し、個別の国際事件や国際紛争における法的論点を整理して国際法上の問題点を的確に指摘することができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

受講者の国際法に関する具体的な知識の水準を把握した上で、国際法全般にわたる基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、その要点を可能な限りわかりやすく解説する。同時に、具体的な事例等を検討素材として取り上げ、国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

2. 教育方法

事前に指定する教科書の関係部分等について受講者があらかじめ準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答や討論も織り交ぜながら可能な限り双方向型の授業を進めていきたい。

3. 予定（若干の変更等はある得る）

- (1) はじめに：オリエンテーション
- (2) 国際法の基礎その1：国際法の法源と存在形態
- (3) 国際法の基礎その2：国際慣習法
- (4) 国際法の基礎その3：条約法その①
- (5) 国際法の基礎その4：条約法その②
- (6) 新司法試験事例問題解説・分析
- (7) 外交関係法・領事関係法
- (8) 国際責任法
- (9) 国際紛争の平和的解決
- (10) 中間試験（小テスト）
- (11) 国家領域と地的管轄
- (12) 海洋法
- (13) 国際裁判その1
- (14) 国際裁判その2
- (15) まとめ：国際法体系の全体像の整理と総括

< 教科書・教材 >

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法[第2版]』（有斐閣アルマシリーズ、2011年）を教科書とする。また、編集代表奥脇直也・小寺彰『国際条約集 2013年版』（有斐閣、2013年）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること。

< 成績評価の方法 >

期末試験（50%）、中間試験（小テスト）（40%）及び平常点（10%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	国際法発展演習		単位	2	担当教員	植木 俊哉
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

< 目的 >

1. 授業題目

国際法演習

2. 授業の目的と概要

本演習では、国際法（国際公法）に関する具体的事例を取り上げ、現実の国際紛争や国際問題に関して国際法がどのように解釈、適用又は援用され、いかなる機能を果たしているかについて理解し、実際の具体的事案を国際法上適切に分析し対処するための専門的能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

国際社会における具体的な事件や紛争に関して、具体的に法的論点を抽出し、関連する条約や国際慣習法等に基づいて説得力ある法的主張を組み立てることができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

国際裁判所が下した代表的な判決、国際法上の論点が含まれる国内判決、さらに国際法上の重要な問題が争われた国際事件等を取り上げ、国際法上の論点を整理してその分析・検討を行うことを通じて、具体的事案における国際法規範の解釈・適用に関する専門的理解を深める。

2. 教育方法

国際司法裁判所判決及び常設国際司法裁判所判決の中で国際法上重要な意義を持つもの、主要な国際仲裁判決、さらに日本や諸外国の国内判決の中で国際法の観点から重要な内容を含むものなどを具体的に取り上げ、紛争当事国の法的主張、判決の論理等を整理して分析し、具体的事例における国際法規範の解釈・適用に関する専門的能力の涵養を図る。

3. 予定

本演習の中で具体的に取り上げる判決や事件等については、演習の中で指示する。

< 教科書・内容 >

小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2011年）を基本教材として使用する。この他に、杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法判例50』（三省堂、2010年）、松井芳郎編集代表『判例国際法 [第2版]』（東信堂、2006年）、最近の『重要判例解説』（別冊ジュリスト）の「国際法」分野の関係部分などを必要に応じて使用する。また、編集代表奥脇直也・小寺彰『国際条約集 2013年版』（有斐閣、2013年）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること。

< 成績評価の方法 >

期末試験（50%）、中間試験（小テスト）（40%）及び平常点（10%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	国際人権・刑事法			単位	2	担当教員	坂本 一也
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回		

< 目 的 >

国際関係が緊密化してきたことによって、国際法が国家の対外的事項だけでなく、対内的事項についても規律するようになってきている。この傾向は、個人の権利義務に直接または間接に関わる国際人権法・刑事法といった分野において顕著にみられる。それゆえ、これらの分野における国際法の展開が国内法の制定・適用に対して大きな影響を与えるようになってきている。

こうした状況を念頭に置き、この授業においては、国際人権・刑事法の基本概念およびその諸制度についての理解を通して、これらの分野における知識の習得とともに、国際的な視点から人権・刑事法に関わる問題を考える能力を培うことを目的とする。

また、国際人権・刑事法という法分野はそれ自身で独自の法体系を形成しているのではなく、国際法の一般理論との結びつきの中で生成・発展してきたものである。したがって、国際法の他の分野の展開にも留意しつつ、授業を進めていくことにする。また、授業では我が国が国際的な人権諸機関から指摘を受けている諸問題についても触れることにしたい。

< 達成度 >

- 国際人権法、国際刑事法に関する基本的な知識を前提として、これらの法分野における主要な論点について、問題状況を把握し、それを制度的・理論的に検討する能力を培うこと。
- 国際人権法、国際刑事法に関わる具体的事例について、その解決のために必要な論点を抽出し、それに対する法的検討を通して、自らの結論を導き出せること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容・方法

本授業は、国際人権・刑事法を理解する上で必要な国際法の知識について確認した上で、2 部にわけて行うことにする。

第 1 部においては、国際人権法に関する諸文書を概観し、その履行について説明する。また、いくつかのテーマを取り上げ、日本における国際人権法の実施・適用について検討する。

第 2 部においては、近年著しい発展がみられる国際刑事法の概要を説明し、犯罪人引渡等の国際刑事司法協力、犯罪の国際化に対する国際法の展開について検討する。

なお、授業は適宜質疑応答や討論を交えつつ、講義の形式で行うこととする。なお、必要に応じて予習のための資料を提示し、授業内容の理解を確認するためにコメントシートの提出を求める。

2. 授業予定

イントロダクション（国際人権・刑事法に関する国際法の基礎知識）

第 1 部：

- (1) 国際人権法の歴史的展開と課題、(2) 国際人権保障の基準①（国際人権規約の一般規定について）、(3) 国際人権保障の基準②（国際人権規約の具体的権利について）、(4) 国際人権法の国際的履行、(5) 国際人権法の国内的履行、(6) 在留外国人と国際人権法、(7) 難民認定と国際人権法、(8) 刑事手続と国際人権法

第 2 部：

- (1) 国際刑事法の展開と課題、(2) 国際刑事司法協力（犯罪人引渡制度）、(3) テロ犯罪に対する国際法の展開、(4) 国際犯罪に対する国際的制度①（国際犯罪と国際刑事裁判）、(5) 国際犯罪に対する国際的制度②（国際刑事裁判の手続）

<教科書・教材>

教科書については特に指定せず、授業の進捗状況に応じてレジュメ・資料を配布する。ただし、主要な条約が記載されている国際条約集を持参すること。

<参考書>

北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』（現代人文社、2002年）

尾崎久仁子『国際人権・刑事法』（信山社、2004年）

宮川成雄編『外国人法とローヤリング ー理論と実務の架橋をめざしてー』（学陽書房、2005年）

葉師寺公夫・小畑郁・村上正直・坂元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』（日本評論社、2006年）

東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（明石書店、2007年）

芹田健太郎・葉師寺公夫・坂元茂樹編『ブリッジブック国際人権法』（信山社、2008年）

阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』〔第三版〕（日本評論社、2009年）

この他、国際人権法学会編『国際人権』各号も有用である。

<成績評価の方法>

成績は学期末の試験（80%）と授業における質疑応答・コメントシート（20%）を加味して評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

本授業では、国際法の基本的な知識を前提とする内容を取り上げることに留意してください。

また、授業においては、問題意識をもって、質疑応答に積極的に関わるようにしてください。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	トランスナショナル情報法		単位	2	担当教員	金谷、芹澤、早川
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<達成度>

情報通信技術の進展により国境を越えて生じているさまざまな法律問題について、社会的・技術的背景を理解した上で、関係する法制度や法理論についての知識を習得する。情報法に関する具体的・国際的な事案について、情報法の理論から適切な結論を導くことができる。

<授業内容・方法>

授業の第1部では、情報法の基本問題についてテーマを定めて講義を行うとともに、情報法の理論について検討を加える。第2部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めようとして授業に臨むことが要求される。

第1部 情報法の理論、情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
4. 名誉毀損
5. プロバイダの責任
6. 電子署名・認証制度と電子公証制度
7. 電子商取引（ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権）
8. 情報ライセンス法（知的財産、ライセンス契約）
9. 電子メールの法律問題（プライバシー保護、迷惑メール等）
10. サイバー犯罪（わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制）
11. 情報セキュリティと法

第2部 トランスナショナル情報法の課題

12. 国際的な民事事件の解決枠組
13. 国際的知的財産権紛争（裁判管轄及び準拠法選択）
14. 国際的知的財産権をめぐる国際協調
15. 情報法の理論：最終レポート課題の出題

<教科書・教材>

高橋和之、松井茂記、鈴木秀美編『インターネットと法』（有斐閣、第4版、2010年）
堀部政男、長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、別冊ジュリスト179号、2005年）
その他、必要な文献・資料・Webサイト等については、講義の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100%）によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務国際私法			単位	2	担当教員	竹下 啓介
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

< 目的 >

本授業は、国際的な私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な国際的な私法的法律関係に関し、①いかなる実体法上の問題が発生するのか、②当該問題に対して、いかなる規律が与えられるのかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。

< 授業内容・方法 >

具体的な国際的な私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。実務国際私法 I では、狭義の国際私法（準拠法選択に関する規律）を検討する。

授業方法は、予め与えられる課題に対して受講者が予習を行い、受講者による報告及び質疑応答に基づく検討を行うという方法による予定である。より具体的には、初回の講義の際に、受講者数等も踏まえて決定する。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション：国際的な私法的法律関係の規律の全体像

※受講者が準拠法選択に関する基礎知識を修得しているかを確認する試験も行う。

- 2 国際私法総論（1）単位法律関係
- 3 国際私法総論（2）連結点・不統一法国
- 4 国際私法総論（3）反致
- 5 国際私法総論（4）公序・その他の総論上の問題
- 6 国際私法各論（1）婚姻
- 7 国際私法各論（2）離婚
- 8 国際私法各論（3）親子関係
- 9 国際私法各論（4）相続・遺言
- 10 国際私法各論（5）自然人・法人・代理
- 11 国際私法各論（6）契約
- 12 国際私法各論（7）法定債権
- 13 国際私法各論（8）債権譲渡等
- 14 国際私法各論（9）物権
- 15 国際私法に関するその他の問題

< 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）
- その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（50％）及び平常点（50％）により評価する。平常点とは、授業の中で実施する試験の結果、課題に対する応答等を総合して、判断する評価点のことである。なお、成績の評価に際しては、上記の< 達成度 >が重要な指標の1つとなる。

< その他 >

受講前の準備として、受講者は、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』（有斐閣、2012年）、櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』（有斐閣、2012年）等の国際私法の基本書の準拠法選択に関する部分を予め熟読し、準拠法選択に関する基本的知識を修得しておくこと。初回に基本的知識を身につけているか否かについて、試験を行う。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務国際私法			単位	2	担当教員	竹下 啓介
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回		

<目的>

本授業は、国際的な私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

<達成度>

具体的な国際的な私法的法律関係に関し、①いかなる手続法上の問題が発生するのか、②当該問題に対して、いかなる規律が与えられるかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。また、国際取引に関していかなる問題が発生するかを理解し、説明することができる。

<授業内容・方法>

具体的な国際的な私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。実務国際私法Ⅱでは、国際民事手続法及び国際取引法に関する諸問題を検討する。

授業方法は、予め与えられる課題に対して受講者が予習を行い、受講者による報告及び質疑応答に基づく検討を行うという方法による予定である。より具体的には、初回の講義の際に、受講者数等も踏まえて決定する。各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

1 イントロダクション：国際的な私法的法律関係の規律の全体像

※受講者が国際民事手続法及び国際取引法に関する基礎知識を修得しているかを確認する試験も行う。

2 裁判権免除

3 国際裁判管轄ルールと特別の事情

4 財産関係事件の国際裁判管轄

5 家族関係事件の国際裁判管轄

6 当事者、送達・証拠調べ

7 外国判決の承認・執行

8 国際訴訟競合

9 保全処分・外国法の適用

10 国際商事仲裁

11 国際取引と統一法

12 国際売買

13 国際運送

14 国際支払

15 国際民事手続法・国際取引法に関するその他の諸問題

<教科書・教材>

以下の書籍を教科書として使用する。

・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験（50％）及び平常点（50％）により評価する。平常点とは、授業の中で実施する試験の結果、課題に対する応答等を総合して、判断する評価点のことである。なお、成績の評価に際しては、上記の<達成度>が重要な指標の1つとなる。

<その他>

受講前の準備として、受講者は、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』（有斐閣、2012年）、櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』（有斐閣、2012年）、松岡博編『国際関係私法入門〔第3版〕』、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法〔第2版〕』、高桑昭『国際商取引法〔第3版〕』（有斐閣、2011年）等で、上記各回の授業内容に該当する部分を予め熟読し、基本的知識を習得しておくこと。初回に基本的知識を身につけているか否かについて、試験を行う。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	ジェンダーと法演習			単位	2	担当教員	小島 妙子 糠塚 康江
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	週 1 回		

< 目的 >

現代社会は男女平等な権利を保障する制度を達成したが、他方では、歴史的・社会的に形成された「ジェンダー」により、女性は身体・社会関係・政治参加等で、差別／排除の対象となってきた。人間＝男性を社会的標準とし、女性を「男＝人間」の下位、もしくは例外カテゴリーとして位置づける見方は、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説、法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する。

本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

< 達成度 >

ジェンダー法学についての基本的な考え方や理論課題を把握し、伝統的な法学では見えてこなかった問題群への視座を提示することができる。

ジェンダー領域の判例研究を通じて、そこにおいて特に顕著な権利のための闘争＝法実践による法の欠？ 補充の意義、法実践が新たな立法の可能性を開くダイナミズムを理解する。

< 授業内容・方法 >

本演習では、前半（糠塚担当）でジェンダーの理論的問題に関するトピックの検討を行い、後半（小島担当）で家族・身体領域における下記の判例を素材に判例研究を行う。受講者の中から担当を決め報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行うことで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 日本の男女平等政策と日本の現況（女性差別撤廃委員会による日本政府に対する勧告）
- 4 普遍主義 vs. 差異主義（法の想定する人間像）
- 5 公私二元論
- 6・7 平等原則と性差別禁止、ポジティブ・アクション
- 8 司法におけるジェンダー・バイアス——法制度上の問題
- 9 セクシュアルハラスメント—福岡セクハラ事件（福岡地裁平成4年4月16日判決）
- 10 DVと破綻主義（東京地裁平成10年1月30日判決）
- 11 桶川女子大生刺殺事件国賠訴訟（東京高裁平成17年1月26日判決）
- 12 外貌の醜状障害について障害等級の男女差（京都地裁平成22年5月27日判決）
- 13 婚外子の相続分差別（最高裁平成7年7月5日大法廷決定）
- 14 国籍法違憲大法廷判決（最高裁平成20年6月4日大法廷判決）
- 15 まとめ ジェンダー法学の可能性

< 教科書・教材 >

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜配付する。

< 参考書等 >

小島妙子『離婚実務と家事事件手続法』民事法研究会（2013年）、ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 I～IV』日本加除出版（2012年）、辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性第1巻 かけがえのない個から』岩波書店（2011年）、辻村みよ子著『ジェンダーと法（第2版）』不磨書房（2010年）
辻村みよ子『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）、小島妙子・水谷英夫『ジェンダーと法 I』信山社（2004年）

< 成績評価の方法 >

期末試験（レポート）（60%）及び平常点（報告・討論参加状況）（40%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

平成25年度 「リサーチペーパー」担当教員一覧

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
飯島教授	行政法	行政法専攻の研究者(大学教員)志望の者を若干名受け入れる。実務公法(行政法)の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。
樺島教授	法理学(とくに法律学方法論、現代型訴訟)	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。
久保野教授	民法	将来、民法の研究に従事したいと考える者1名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。それに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決する。
坂田教授	民事訴訟法(判決手続)	若干名。民事訴訟法学(民事手続法学)につき明確な問題意識をもち、将来、研究者として民事訴訟法(民事手続法)を専攻したいと考えている者の中から、面談及びレポートの結果に基づき選抜する。
佐々木教授	憲法	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。
佐藤(隆)教授	刑事訴訟法	刑事訴訟法の理論的研究を行うことに関心のある者を受け入れる。現時点において研究者志望が実務家志望かは問わない。なお、選抜を行う場合がある。
澁谷教授	租税法	研究者志望・実務家志望を問わないが、租税法の分野で高度の研究活動を行う意思と資質を備えた学生に限る。
芹澤教授	英米法	若干名。将来、法律実務に精通した実務法曹かつ研究者として、日本法との比較の観点から英米法の理論的研究に従事したいと考える者を求める。「外国法文献研究I(英米法)」を選択履修していることが望ましいが、この科目の履修要件とはしない。
中原教授	行政法	行政法専攻の研究者(大学教員)志望の者を若干名受け入れる。実務公法(行政法)の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。
成瀬教授	刑法	将来研究者として、刑法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。
糠塚教授	憲法	1名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者(大学教員)として憲法を専攻することを志す者を求める。現在関心あるテーマをA4版2枚以上にまとめて事前に提出すること。
水野教授	家族法	1名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者として家族法を専攻することを将来の視野に入れておられる者を求める。問題意識をA4版2枚以上にまとめて事前に提出すること。
吉原教授	商法(特に会社法)	将来商法の研究者になるうとする強い意思と明確な問題意識をもった者を1名に限り受け入れる。L2実務民事法(およびL1商法)において75点以上の成績を得たことを履修の条件とする(履修希望者は事前に相談すること)。
渡辺教授	民法(財産法)	民法の研究者となることを志す者を1名受け入れる。希望者は、現段階における自己の研究関心をA4版2枚のレポートに要約して提出すること。このレポートに基づき面接を実施し、受け入れの可否を決定する。
蘆立准教授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面談を行ったうえで履修の可否を決定する。
阿部准教授	民法	民法研究に関心を有する者を、1名を限度として受け入れる。希望者は、具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する日本民法学の現状について疑問または不満に思うところをまとめたレポートを提出すること。このレポートの評価に成績を加味し、さらに面接を行った上で受け入れの可否を決定する。
石綿准教授	民法	将来、民法の研究者となることを考えている者を1名を限度として受け入れる。希望者は、具体的な研究テーマを提示し、現時点でそのテーマについて抱いている問題意識をA4用紙2枚程度のレポートにまとめて提出すること。このレポートに基づき面接を行い、受け入れの可否を決定する。
内海准教授	民事訴訟法	民事訴訟法(判決手続には限らない)に関する理論的研究に関心があり、近い将来、民事訴訟法研究者として活躍しうする適性を有する者に限り、1名を受け入れる。受け入れの可否は、民事訴訟法に関連するレポート(A4で5枚以内)、面談及び法科大学院の成績によって判断する。
遠藤准教授	刑法	刑法の理論的研究を行うことに関心のある者を受け入れる。現時点において研究者志望が実務家志望かは問わない。関心ある問題点についてのレポートと面接によって、受け入れの可否を決定する。。
桑村准教授	労働法	2名を限度とし、研究者志望の者を対象とする。労働法に関する基本的知識を有し、問題意識が明確な者に限る。志望者は研究テーマについてレポートを提出すること(A4用紙3枚以内)。それに基づいて受け入れを決定するので、許可者がでない場合もある。
清水准教授	取引法	リサーチペーパー執筆ないし将来の進路について明確な目的を持ち、かつ取引法に関し十分な研究能力を有すると認められる者を、1名程度受け入れる。希望者は研究計画書を提出すること。その上で面接を行って受入の可否を判断する。
白井准教授	商法(特に会社法)	将来商法の研究に従事したいと考える者1名を受け入れる。希望者は、履修を希望する理由、研究テーマについて現時点で抱えている問題意識を簡潔に記載したレポート(2000字程度)、商法学に関して購読した文献リストを提出すること。提出書類に基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決する。
髙准教授	社会保障法	2名を限度とし、社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。3名以上の学生から希望があった場合には、研究テーマについてのレポートを課し、それに基づいて選抜する。
中林准教授	憲法(特に人権)	将来憲法の研究者となる希望とそれに相応しい能力を有している学生のみを受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについてレポートを提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、最大1名を受け入れる。
西本准教授	国際法	国際法専攻の研究者志望者または国際組織・国際裁判所への就職志望者を若干名受け入れる。希望者は、履修を希望する理由及び具体的な研究テーマに関するレポートを提出すること(A4用紙5枚以内)。提出書類に基づき面接を行い、履修の可否を決定する。
森田准教授	民事法 民法・会社法・商法の他、証拠法や金融法も含む) 実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論(howの部分)よりも理論(whyの部分)に関心を持っている者。人数制限は特になし。
米村准教授	民法 特に損害賠償法・医事法)	民法を専門とする法学研究者を志す者若干名を受け入れる。希望者は、法学研究者を志望する理由・動機、当該専攻分野を志望する理由・動機、具体的な研究対象テーマ、をあわせてA4用紙3枚程度にまとめ、提出すること。審査内容により受け入れ許可者が出ない場合もあり得る。

法 科 大 学 院
授 業 日 程 等

平成25（2013）年度授業日程

（法科大学院）

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月3日(水)
個別履修指導	4月4日(木)
前期授業	4月8日(月)～7月22日(月)
前期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	7月23日(火)～7月24日(水)
試験準備期間	7月25日(木)～7月26日(金)
前期試験期間	7月29日(月)～8月5日(月)
夏季休業	8月12日(月)～8月16日(金)
夏季授業	8月6日(火)～8月9日(金) 8月19日(月)～9月30日(月)
後期授業	10月1日(火)～12月20日(金) 11月8日(金)※3,4,5,6限は法科大学院 入試設営に伴う休講
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	12月24日(火)～12月25日(水)
冬季休業	12月26日(木)～1月3日(金)
後期授業	1月6日(月)～1月27日(月)
試験準備期間	1月28日(火)～1月29日(水)
後期試験期間	1月30日(木)～2月6日(木)

※ 4月 4日(木)：東北大学入学式
3月26日(水)：東北大学学位記授与式

授 業 時 間

第1講時	8：50	～	10：20
第2講時	10：30	～	12：00
第3講時	13：00	～	14：30
第4講時	14：40	～	16：10
第5講時	16：20	～	17：50
第6講時	18：00	～	19：30

